

# 新行財政改革第2次実施計画

(平成18年度～平成21年度)

平成18年3月

岸和田市

## 目 次

|                    |    |
|--------------------|----|
| はじめに               | 1  |
| 1 改革の必要性           | 2  |
| 2 取り組み期間           | 3  |
| 3 実施計画の推進にあたって     | 3  |
| 4 第2実施計画における実施項目一覧 | 6  |
| 分類1 事務事業について       | 9  |
| 分類2 組織機構について       | 11 |
| 分類3 定員管理および給与について  | 13 |
| 分類4 職員の人事、能力開発について | 15 |
| 分類5 市民満足度の向上について   | 18 |
| 分類6 市民公益活動との連携について | 28 |
| 分類7 電子自治体構築の推進について | 42 |
| 分類8 財政の健全化について     | 45 |
| 分類9 広域行政の推進について    | 65 |

# はじめに

本市財政は、バブル経済崩壊以降の市税収入の低迷や国の三位一体改革に伴う地方交付税の減額や国庫補助負担金の廃止・縮減などにより歳入が伸び悩むなか、歳出面において、福祉関係などの扶助費や公債費等の支出が増加し、硬直化が進行しています。

これまで本市では、平成9年に「行財政改革大綱」を策定し、行財政改革に取り組みましたが、平成12年度以降常態的な資金不足が見込まれたため、平成13年度から3カ年を行財政改革の集中期間として取り組み、大きな成果をあげました。平成15年3月には、「新行財政改革大綱」を策定し、平成15年度から17年度までを実施年度とする新行財政改革実施計画により、より一層の改革に取り組み、当初の目標をほぼ達成したものの、依然厳しい財政状況を改善するまでには至っていません。

今後も引き続き大幅な財源不足が続くと予想されていますが、財政の健全化を図り、市民が「安全で安心して暮らせるまちづくり」を推し進めていく必要があります。

このため、行政運営のスピードアップを図り、公民の役割分担を進め、民営化を推進しながらスリムで効果的な行政をより一層進めるため、新行財政改革大綱の理念を踏まえ、新たに第2次実施計画を策定し、平成21年度までの4年間、創意工夫を重ね、行政サービスの維持向上に配慮しつつ、岸和田再生のため、勇断を持って全力を傾注してまいります。

将来に夢と希望を持つことのできる市政を実現するため、私が先頭となり、全職員一丸となって、この行財政改革を確実に成し遂げてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成18年3月

岸和田市行財政改革推進本部長

岸和田市長 野口 聖

## 1 改革の必要性

### (1) これまでの取り組み

本市においては、平成7年8月に「行財政改革推進本部」を設置し、職員が一丸となって行財政全般にわたる総点検を行うとの基本方針のもと、市民アンケートの実施や民間有識者等による「行財政改革推進懇話会」の意見を十分生かし、平成9年3月「行財政改革大綱」を策定し、市民福祉の維持継続を図りつつ、事務事業の見直しや廃止を含め、行財政改革に取り組んできました。

平成11年度の財政推計(5ヵ年)において、平成12年度以降、常態的な資金不足が見込まれ、健全な財政運営のためには、収支の均衡をいかに図り、限られた財源で、市民ニーズにどう応えていくかが緊急課題となり、翌12年度に「財政健全化チーム」を設置しました。財政健全化チームは、「歳出の削減」と「歳入の確保」の両面で点検を行い、平成13年度から15年度までの3ヵ年を行財政改革の集中期間としての「財政健全化3ヵ年アクションプラン」を策定し、事務事業の効率的な執行、職員数の削減や給与の見直しによる人件費の縮減を図りました。また、予算編成手法の改善、行政評価システムの導入など、市民の協力を得ながら全庁的な取り組みの結果、112億余円(市税収入の減収を除く)の効果がありました。

しかし、景気の低迷による市税収入の減少などにより、財政状況は一段と厳しく、平成15年3月には、「財政の健全化」を図り、「市民満足度の向上」に努め、「市民との協働」を推進するため「新行財政改革大綱」を策定しました。新行財政改革大綱に示された内容を具体化するため平成15年6月には、平成15年度から17年度までを実施年度とする新行財政改革実施計画を策定しました。新行財政改革実施計画では、46億4千万余円の効果額(見込み)を算出すると共に、市民満足度の向上や市民との協働に大きな成果をあげました。

### (2) 行政を取り巻く社会環境の変化

現在、我が国は、少子・高齢化が急速に進み、規制緩和や地方分権の進展、IT分野における飛躍的な技術革新による社会・経済活動の一層のグローバル化など、大きく変貌する時期を迎えています。

国においては、聖域なき構造改革を進めており「民間にできることは民間に」「地方にできることは地方に」の考えのもと、小さくて効率的な政府の構築に向け、公務員制度の改革、規制緩和や民間活力の活用など、新しいシステムづくりが進められています。また、地方公共団体の財政にも大きく影響する「国庫支出金を減らす」「税源を地方に移譲する」「地方交付税を見直す」を内容とする「三位一体の改革」が本格化しています。平成17年3月には「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示されました。内容は、平成17年度から平成21年度までの5ヵ年で、事務事業の再編・整理、民間委託の推進、定員管理の適正化、給与の見直しなどについて、住民にわかりやすく明示した計画の公表を求めるものです。

本市においても、引き続き市税収入の減収や、三位一体の改革に伴う地方交付税の減額や国庫補助負担金の廃止・縮減及び補助率の削減等、安定した歳入が見込めません。一方歳出においては、生活保護費を始めとする扶助費の増高など、極めて厳しい行財政環境が今後も続くものと予測されます。

### (3) 新たな改革の必要性

行財政の現況及び将来において、平成 17 年 7 月時点の財政見通しでは、平成 17 年度は収支の均衡が図られる予測ですが、現状のまま推移すれば平成 22 年度には実質収支で 68 億 8,800 万円の資金不足が生じ、実質収支比率がマイナス 17.2%になる見通しです。

厳しい行財政環境の中にあっても、分権型社会の実現に向けて、個性豊かで活力に満ちた地域社会の構築のため、自己決定と自己責任の原則のもとで、安定した行財政運営を進め、行財政改革を不断に推進するため『第 2 次実施計画』を策定します。

第 2 次実施計画は、新行財政改革大綱の理念、基本的な考え方のもと前計画を引継ぎ、更なる努力を行い、時代を反映した取り組みを進めるものです。計画内容は、平成 17 年 8 月に施行された自治基本条例の精神を受け、公民協働を積極的に押し進めると共に、事務事業については前計画に引き続き、さらに見直しを進めます。

また、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を踏まえ、民間活力の導入など業務形態も見直し、財源の効率的な運用を積極的に実施していきます。

職員一人ひとりが、コスト意識や行政サービス向上などの経営感覚を持ち、行財政運営を行い、多様化・高度化する行政課題に迅速に対応していくと共に、前例踏襲ではなく、市民の立場で事務事業の成果を重視していきます。

改革項目の評価に当たっては、可能な限り効果の数値化や指標化をめざし、市民アンケートなど行政に対する市民満足度を把握し、事務事業を積極的に展開していきます。

## 2 取り組み期間

平成 18 年度から平成 21 年度までの 4 ヶ年とします。

## 3 実施計画の推進にあたって

### (1) 実施計画の構成について

本実施計画は、大綱第 3 章の「改革の重点課題」に基づき構成しています。

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 1. 事務事業について       | 2. 組織機構について       |
| 3. 定員管理および給与について  | 4. 職員の人事、能力開発について |
| 5. 市民満足度の向上について   | 6. 市民公益活動との連携について |
| 7. 電子自治体構築の推進について | 8. 財政の健全化について     |
| 9. 広域行政の推進について    | 10. 改革課題の追加について   |

本実施計画の実施項目の実施期間の区分は次のとおりです。

平成 18 年度から 21 年度の間に実施するものは、

実施 →

平成 21 年度までには、実施できないが、着手するものは、

着手 →

平成 21 年度までに、実施の是非等を検討し、結論を出すものは、

検討 →

不断の改革事項として取り組むものは、

経常 →

## (2)「改革の重点課題」の内容

### 1 事務事業について

すべての事業を行政が担うのではなく、公共性を評価した上での市民と行政の役割分担のもとに、個々のサービスを行政関与の妥当性等の観点から施策の効果・効率等について評価し、総合的に事業を推進します。

### 2 組織機構について

市民ニーズや新たな行政課題に対応するため、組織の改編は不断に行ってきたところです。しかし、地方分権の更なる推進、特例市への移行等、新たな行政需要の増大や社会経済情勢の変化に対応するため、今まで以上に簡素で効率的な組織機構の整備とともに市民に分かりやすい組織の確立に努めます。

### 3 定員管理および給与について

人件費等義務的経費の増加は財政を圧迫する要因のひとつとなるため、適正な定員管理に努め、事務執行の効率化を一層推進し、最少の経費で最大の効果をもたらす行政運営を行います。

### 4 職員の人事、能力開発について

地方分権の進展にともない、政策形成能力、事務遂行能力の一層の向上が求められています。このような時代の要請に応えるため、「人材育成基本方針」に基づき、職員個々の能力開発に取り組むとともに、自己申告制度の充実と人事考課システムの活用と併せ、適材適所の人事管理に努めます。

### 5 市民満足度の向上について

経営主体としての行政運営を図る中で自治体運営は、課題対応型から目標達成型へ大きく舵を切る必要があります。そのためにも、あらゆる場面での情報共有と適正な評価の仕組みが求められています。それらのことを基本として、サービスの供給にあたっては、サービスそのものの品質、効率性の確保、職員能力等、質的向上を図り、市民満足度を高めていく取組みを進めます。

### 6 市民公益活動との連携について

市民が取り組む公益活動は、福祉・環境・教育・防災等のさまざまな分野での取組みが見られ、地域に限定されたものから全市的なものまで、ボランティアやテーマ型組織、NPOといった形態で行われています。その連携の推進にあたっては、徹底した情報共有のもとに、協働のルールの確立や庁内体制の整備、活動拠点の整備等の検討を進めるとともに、その担い手たる人材の育成の支援に努めます。

### 7 電子自治体構築の推進について

国の施策動向を的確に把握し、府と府内市町村との連携及び共同取組みを図りな

から、広域的なネットワーク化を目指すとともに情報共有、情報提供、情報交換等効率的かつ高度利用を実現することにより、電子自治体の構築を推進します。

また、市内LANシステムの積極的な活用によって市内業務の情報化を進めます。「市民との協働」、「市民の市政への参加」、「その他多様な市民ニーズ」に資するような行政情報提供システムの新たな枠組みを構築します。

行政手続きのオンライン化を目指し、電子申請等の個別業務システムの導入について、市内の連携を図りながら調査・研究を行います。

## 8 財政の健全化について

現下の厳しい財政状況への対応を図るとともに、地方分権の推進、少子高齢社会の進展に対応できる財政構造の再構築が必要となっています。当面の収支均衡を保持しつつ、安定した中・長期の財政運営が可能となる財政基盤の確立を図ります。

## 9 広域行政の推進について

広域的な課題については、一部事務組合、広域連合等、関係機関との十分な協議の上、効果的・効率的な方途を検討します。

## 10 改革課題の追加について

新行財政改革での実施項目は、「1.事務事業について～9.広域行政の推進について」に掲げる項目のほか、必要な改革課題を、随時、実施計画に掲げて取り組みます。

診断カルテ等を実施し、その結果に基づいて事業のあり方や進むべき方向を再検討した上で、行財政改革の実施項目として追加します。

### (3) 第2次実施計画の進行管理について

新行財政改革では、年度途中でも実施計画に掲げて取り組む必要が生じた項目については、随時、検討委員会の承認の上、追加します。

診断結果によって事業のあり方や進むべき方向を再検討する必要があるものについても、随時、実施計画に掲げて改善に取り組みます。

一度実施計画に掲げられた項目であっても、実施の効果が期待できなくなった項目や達成の可能性が無くなった項目については、推進本部の承認の上、取り下げることができます。

改革の重点事項に掲げた実施項目を所管する部分科会長（部長）は、弾力的に、課長を中心とする課分科会の設置を指示するなど、ボトムアップ体制の密度を高め、目標期間内に達成していきます。

実施項目の内容が、市民及び市民団体等の理解と協力が必要な場合においては、円滑な実施を図るため、事前に必要な協議に努めていきます。

実施項目の中で、職員の職場環境及び労働条件にかかわる課題については、職員の理解と協力を得ながら労使間の合意形成に努め、円滑な実施を図ります。

#### 4 第2次実施計画における実施項目一覧

(番号横の 印は新規)

##### (1) 事務事業について

|     | 実施項目              | 担当部分科会 | ページ |
|-----|-------------------|--------|-----|
| (1) | 岸和田セーフティネットの構築<1> | 保健福祉部  | 9   |
| (2) | 岸和田セーフティネットの構築<2> | 児童福祉部  | 10  |

##### (2) 組織機構について

|     | 実施項目        | 担当部分科会 | ページ |
|-----|-------------|--------|-----|
| (3) | 全庁的組織機構の見直し | 企画調整部  | 11  |
| (4) | 庁内の権限移譲の推進  | 企画調整部  | 12  |

##### (3) 定員管理および給与について

|     | 実施項目      | 担当部分科会 | ページ |
|-----|-----------|--------|-----|
| (5) | 定員管理計画の推進 | 企画調整部  | 13  |
| (6) | 給与等の適正化   | 市長公室   | 14  |

##### (4) 職員の人事、能力開発について

|     | 実施項目       | 担当部分科会 | ページ |
|-----|------------|--------|-----|
| (7) | 人事考課制度の制度化 | 市長公室   | 15  |
| (8) | 複線型人事制度の研究 | 市長公室   | 16  |
| (9) | 職員研修の充実    | 市長公室   | 17  |

##### (5) 市民満足度の向上について

|      | 実施項目                             | 担当部分科会                  | ページ |
|------|----------------------------------|-------------------------|-----|
| (10) | 情報提供の充実                          | 市長公室<br>企画調整部           | 18  |
| (11) | 行政評価システムの充実                      | 企画調整部                   | 19  |
| (12) | 市民センターのあり方の検討                    | 市民生活部<br>生涯学習部<br>企画調整部 | 20  |
| (13) | 建設工事指名業者 等級格付基準の見直し(障害者雇用に対する評価) | 総務部                     | 21  |
| (14) | チビッコホーム待機児童対策の推進                 | 児童福祉部                   | 22  |
| (15) | 子どもの安心・安全な居場所の整備の推進              | 生涯学習課                   | 23  |
| (16) | 公立幼稚園・保育所の連携                     | 児童福祉部<br>教育総務部<br>学校教育部 | 24  |
| (17) | 中学校給食の検討                         | 教育総務部                   | 25  |
| (18) | スポーツ施設の一元管理                      | 都市整備部<br>生涯学習部          | 26  |
| (19) | 監査結果の公表内容の充実                     | 監査事務局                   | 27  |

( 6 ) 市民公益活動との連携について

|        | 実 施 項 目                           | 担当部分科会 | ページ |
|--------|-----------------------------------|--------|-----|
| ( 20 ) | 自治基本条例の推進                         | 企画調整部  | 28  |
| ( 21 ) | 協働関連情報の集約                         | 企画調整部  | 29  |
| ( 22 ) | 公民協働に向けた市民と行政のネットワークの構築           | 企画調整部  | 30  |
| ( 23 ) | 協働のための人材育成                        | 企画調整部  | 31  |
| ( 24 ) | 市民活動支援の充実                         | 企画調整部  | 32  |
| ( 25 ) | 市民活動の拠点づくり                        | 企画調整部  | 33  |
| ( 26 ) | 協働事業の審査・評価制度の確立                   | 企画調整部  | 34  |
| ( 27 ) | 岸和田市地球温暖化対策率先実行計画の推進              | 環境部    | 35  |
| ( 28 ) | ESCO 事業の推進(温室効果ガス削減および省エネルギー対策事業) | 環境部    | 36  |
| ( 29 ) | 廃蛍光灯の分別収集                         | 環境部    | 37  |
| ( 30 ) | 事業系ごみの減量化の推進                      | 環境部    | 38  |
| ( 31 ) | ペットボトルの分別収集を実施                    | 環境部    | 39  |
| ( 32 ) | 一般家庭ごみの減量化                        | 環境部    | 40  |
| ( 33 ) | 公民館管理運営のあり方の検討                    | 生涯学習課  | 41  |

( 7 ) 電子自治体構築の推進について

|        | 実 施 項 目         | 担当部分科会 | ページ |
|--------|-----------------|--------|-----|
| ( 34 ) | 庁内LANの活用        | 企画調整部  | 42  |
| ( 35 ) | 電子申請手続きの整備      | 企画調整部  | 43  |
| ( 36 ) | レガシーシステム刷新調査・研究 | 企画調整部  | 44  |

( 8 ) 財政の健全化について

|        | 実 施 項 目              | 担当部分科会                       | ページ |
|--------|----------------------|------------------------------|-----|
| ( 37 ) | 指定管理者制度の導入           | 関係部分科会                       | 45  |
| ( 38 ) | 業務の民間委託(アウトソーシング)の検討 | 関係部分科会                       | 46  |
| ( 39 ) | 第3セクター等の見直し          | 企画調整部<br>産業部<br>建設部<br>都市整備部 | 47  |
| ( 40 ) | 土地開発公社の経営健全化         | 総務部                          | 48  |
| ( 41 ) | 予算編成システムの再構築         | 総務部                          | 49  |
| ( 42 ) | 公債管理ガイドラインの策定        | 総務部                          | 50  |
| ( 43 ) | 中・長期財政計画の策定          | 総務部                          | 51  |
| ( 44 ) | 企業会計・特別会計の繰出基準の見直し   | 総務部                          | 52  |
| ( 45 ) | 補助金等の見直し             | 総務部                          | 53  |
| ( 46 ) | 保有地の処分               | 総務部                          | 54  |
| ( 47 ) | ごみ収集の民間委託化方途の検討      | 環境部                          | 55  |

|      |                     |         |    |
|------|---------------------|---------|----|
| (48) | 市立保育所の整備及び民間活力の導入   | 児童福祉部   | 56 |
| (49) | 水道業務の民間委託           | 水道局     | 57 |
| (50) | 病院給食の業務委託の拡大検討      | 市民病院    | 58 |
| (51) | 学校・園管理委託業務の見直し      | 教育総務部   | 59 |
| (52) | 小学校給食の委託化の推進        | 教育総務部   | 60 |
| (53) | 学校校務員のあり方の検討        | 教育総務部   | 61 |
| (54) | 市民プール・スポーツ施設のあり方の検討 | 生涯学習部   | 62 |
| (55) | 教育キャンプ場運営事業の見直し     | 生涯学習部   | 63 |
| (56) | 安定した競輪事業収入の確保       | 公営競技事業所 | 64 |

(9) 広域行政の推進について

|      | 実施項目         | 担当部分科会 | ページ |
|------|--------------|--------|-----|
| (57) | 広域的課題の抽出及び対応 | 企画調整部  | 65  |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 1 事務事業について

| 番号                | 実施項目  | 担当部分科会                    |
|-------------------|---|---------------------------|
| 1                 | 岸和田セーフティネットの構築<1>(保健福祉部関係)  | 保健福祉部分科会                  |
| 実施項目の内容<br>(現状など) | 市民一人ひとりが実り豊かな生涯づくりを実現するため、また、地域に密着した柔軟で迅速で細やかな対応をするため、「補完性の原理」に則った自立支援、家族支援、地域支援を形成するための人的支援や拠点施設サービスに努める。  |                           |
| 目標等               | <p>「老人保健福祉計画」と「第3期介護保険事業計画」は、団塊の世代が高齢期を迎える平成27年を見据え計画の1本化を図り、介護予防重視型の事業を推進する。</p> <p>要支援・要介護状態に陥るおそれのある高齢者を対象に要支援・要介護状態となることを防止する介護予防事業を実施する。</p> <p>対象者数は、平成18～19年度に高齢者人口の4%～4.5%、平成20年度以降は高齢者人口の5%に前年度の予防事業で防止できている人を加えた人数。</p> <p>平成18年度は、介護予防事業を実施した高齢者の12%、平成19年度は16%、平成20年度以降は20%について防止する。</p> <p>要支援・要介護1のうち、改善の可能性の高い人を対象に要介護2以上に移行しないための介護予防給付を実施する。</p> <p>平成18年度は、介護予防給付を実施した高齢者の6%、平成19年度は8%、平成20年度以降は10%について防止する。</p> <p>「保健計画ウエルエージングきしわだ」は、市民一人ひとりが健康で豊かな生涯づくりを実現することを目指す計画であり、市民協議会、関係機関団体、行政からなる推進協議会を通じて、広く市民に計画を周知するとともに、市民の主体的な健康づくりを支援することにより、市民の健康寿命の延命と生活の質の向上を図る。</p> <p>「第2次地域福祉計画」は、自治基本条例や公民協働の理念に沿って、市民参加・市民参画の徹底と市(公)と社協(民)の連携の強化を図るため、岸和田市社会福祉協議会の「地域福祉活動推進計画」と一体となって策定する。地域福祉計画は、各分野別福祉計画に共通する理念と方針を明らかにし、推進方向と推進施策を統合する計画である。地域福祉活動推進計画は、住民等の福祉活動計画であり、地域福祉計画を実現するための具体的施策の推進計画である。</p> <p>「第2次障害者計画」「障害者福祉計画」は、障害をもつ人ももたない人も同じようにあたり前に暮らせるまちづくりをめざすノーマライゼーションの理念がいっそう浸透するなかで、障害をもつ市民の生活を総合的な観点にたって支援し、推進していく計画である。</p> |                           |
| 実施効果              | 実施状況により測定する   |                           |
|                   | 内 容   | 実施時期                      |
|                   |   | 18年度   19年度   20年度   21年度 |
|                   | 「第2次地域福祉計画」及び「第2次障害者計画」の策定  | 実施 →                      |
|                   | 地域密着型サービスの推進  | 経 常                       |
|                   | 地域包括支援センターの整備・充実  | 実施 → 経 常                  |
|                   | 介護予防事業の実施   | 経 常                       |
|                   | ウエルエージングきしわだの推進   | 経 常                       |
|                   | 母子保健活動の推進   | 経 常                       |
|                   | 高齢者の生きがいと健康づくりの推進   | 経 常                       |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 1 事務事業について

| 番号                | 実施項目   | 担当部分科会   |      |      |      |
|-------------------|--|----------|------|------|------|
| 2                 | 岸和田セーフティネットの構築<2>(児童福祉部関係)   | 児童福祉部分科会 |      |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など) | <p>児童虐待防止ネットワーク<br/>今、子どもを虐待から守るために地域の力が求められています。広報啓発に努めるため、リーフレット作成・市民対象の講演会を開催・テレビ岸和田の放映等を実施。また、子育て中の保護者には子育て冊子を配布し、情報提供に努める。</p> <p>母子自立支援事業<br/>身近な市町村で母子家庭等の相談に応じることで、総合的な母子家庭の自立支援策を推進できるということから平成15年4月より市町村へ事務委譲された。さらに16年4月に母子寡婦福祉資金貸付事務も委譲されました。<br/>また、17年度に「母子家庭等自立促進計画」を策定し、「経済的支援」から「自立支援」の施策を総合的に行うよう体制づくりを図っていく。(17年度予算 1,676千円)<br/>母子家庭自立支援給付金制度を設立し、資格を得ることで安定した収入確保ができるよう支援する。(17年度予算1,200千円)</p> |          |      |      |      |
| 目標等               | <p>児童虐待防止ネットワーク<br/>児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身及び人格に重大な影響を与え、次世代育成に懸念を及ぼすことを鑑み、児童が健やかに成長、発達できるように関係機関及び関係者が連携することを目的とする。</p> <p>母子自立支援事業<br/>母子家庭になった激変期の段階で生活支援、就業支援、養育費の履行の確保等を総合的に支援することで、母子家庭等が自立を図ることができ安定した生活を送れ、もって、その児童の健全な成長を確保することができるよう関係機関と連携し支援していく。</p>   |          |      |      |      |
| 実施効果              | <p>児童虐待防止ネットワーク<br/>・子育て冊子作成 ・市民向け講演会 ・広報きしわだ掲載 ・リーフレット作成 ・テレビ岸和田放映 ・相談件数 ・通告受理件数 ・ネットワークケース会議など、総合的に評価する。</p> <p>母子自立支援事業<br/>実施状況により評価する(相談件数、自立支援者数など)</p>  |          |      |      |      |
| 内 容               |  | 実施時期     |      |      |      |
|                   |  | 18年度     | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
| 家庭児童相談の充実         |  | 経 常      |      |      |      |
| 児童虐待防止ネットワークの充実   |  | 経 常      |      |      |      |
| 母子自立支援事業の推進       |  | 経 常      |      |      |      |
|                   |  |          |      |      |      |
|                   |  |          |      |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 2 組織機構について

| 番号                | 実施項目  | 担当部分科会   |      |      |      |
|-------------------|---|--|------|------|------|
| 3                 | 全庁的組織機構の見直し   | 企画調整部分科会   |      |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など) | <p>市民サービスの向上と多様化する行政課題に対応するため、固定化することなく、随時組織機構を見直しているが、より簡素で効率的な組織機構の編成に努める。平成15年には、課長補佐職をなくし担当制を導入し、これまで係で縛られていた人員配置に弾力性を持たせた。平成17年4月1日現在、28部63課151担当体制。</p> |  |      |      |      |
| 目標等               | <p>新たな行政課題や多様な行政需要に対応するとともに、市民にわかりやすい簡素な組織にし、事務事業を効率的、効果的に実施することにより、市民サービスの向上を図る。</p>   |  |      |      |      |
| 実施効果              | <p>実施状況により測定する(指標としては部・課・担当数)。</p>  |  |      |      |      |
| 内 容               |   | 実施時期   |      |      |      |
|                   |   | 18年度   | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
| 組織機構の見直し          |   | <p>経 常 </p> |      |      |      |
| .....             |   |  |      |      |      |
| .....             |   |  |      |      |      |
| .....             |   |  |      |      |      |
| .....             |   |  |      |      |      |
| .....             |   |  |      |      |      |
| .....             |   |  |      |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 2 組織機構について

| 番号                 | 実施項目  | 担当部分科会  |      |      |      |
|--------------------|---|---|------|------|------|
| 4                  | 庁内の権限委譲の推進  | 企画調整部分科会  |      |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など)  | 組織の簡素化による意思決定の迅速化と機動的な人員配置による行政運営の効率化などの観点から平成15年4月係制を廃止し、担当制を導入した。担当長には、課長の専決事項について代決権の付与等の整備を行った。 |   |      |      |      |
| 目標等                | 複雑・多様化する行政需要に対応するため、セクト意識の排除、機動的な職員配置、組織の簡素化による行政運営の効率化と迅速化、業務に対する責任の明確化を図る。                        |   |      |      |      |
| 実施効果               | 実施状況により測定する(指標としては権限委譲件数)。  |   |      |      |      |
| 内 容                |   | 実 施 時 期   |      |      |      |
|                    |   | 18年度  | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
| 担当長に対して、一定の課長権限の委譲 |   | 検 討  |      |      |      |
|                    |   |   |      |      |      |
|                    |   |   |      |      |      |
|                    |   |   |      |      |      |
|                    |   |   |      |      |      |
|                    |   |   |      |      |      |
|                    |   |   |      |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 3 定員管理および給与について

| 番号                | 実施項目  | 担当部分科会   |      |      |
|-------------------|---|----------|------|------|
| 5                 | 定員管理計画の推進   | 企画調整部分科会 |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など) | 平成14年～17年で151名を削減。国からは集中改革プランにおいて、平成17年度～21年度に総職員数の4.6%(本市で97名)以上の削減の指針が示されている。                               |          |      |      |
| 目標等               | 平成17年4月1日現在の実配置職員数2,097人を基準として、98人を削減。<br><内訳><br>一般行政... 76<br>教育・消防... 10<br>病院... 3<br>水道... 9<br>下水道... 6 |          |      |      |
| 実施効果              | 実施状況により測定する(計画の進捗率)。  |          |      |      |
| 内 容               | 実 施 時 期   |          |      |      |
|                   | 18年度  | 19年度     | 20年度 | 21年度 |
| 定員管理計画の推進         | 経 常                       |          |      |      |
|                   |   |          |      |      |
|                   |   |          |      |      |
|                   |   |          |      |      |
|                   |   |          |      |      |
|                   |   |          |      |      |
|                   |   |          |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 3 定員管理および給与について

| 番号                | 実施項目   | 担当部分科会  |      |      |  |
|-------------------|--|---------|------|------|--|
| 6                 | 給与等の適正化  | 市長公室分科会 |      |      |  |
| 実施項目の内容<br>(現状など) | 職員の適正配置・事務管理の徹底・事務改善の推進などにより給与等の適正化に努める。   |         |      |      |  |
| 目標等               | 事務事業の見直しや事務改善の推進を図ることによる事務執行における効率化とともに義務的経費の削減を図る。                                      |         |      |      |  |
| 実施効果              | 総人件費の抑制と市民の理解を得られる人事給与制度となる。   |         |      |      |  |
| 内 容               | 実 施 時 期  |         |      |      |  |
|                   | 18年度   | 19年度    | 20年度 | 21年度 |  |
| 給与水準及び諸手当の適正化     | 経 常  |         |      |      |  |
|                   |  |         |      |      |  |
|                   |  |         |      |      |  |
|                   |  |         |      |      |  |
|                   |  |         |      |      |  |
|                   |  |         |      |      |  |
|                   |  |         |      |      |  |

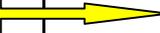
# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 4 職員の人事、能力開発について

| 番号                       | 実施項目   | 担当部分科会  |      |      |      |
|--------------------------|--|---------|------|------|------|
| 7                        | 人事考課制度の制度化   | 市長公室分科会 |      |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など)        | <p>総合的な人事制度の構築をはかるため、その中心となる人事考課制度を開発し平成15年度から管理・監督職を対象に試行した。平成16年度からは、対象を一般職まで拡大し試行している。制度は、コンピテンシー(行動特性)による能力評価と目標管理による実績評価の2つの評価方法を使っているが、の能力評価の結果は一部を除きある程度の妥当性があるが、の実績評価については結果に部門間で相当なバラツキが生じている。現段階では、の結果は昇格・配置管理へ活用することは可能だが、の評価結果については活用するには無理があり、当初予定していた17年度までの試行期間を延長して制度の定着をはかる一方、場合によっては評価内容・制度運用を見直す必要もあると思われる。</p>   |         |      |      |      |
| 目標等                      | <p>試行期間を平成18年度まで延長し、その間に評価者研修、被評価者研修をかさねて実施し職員の理解を深め、制度の定着をはかる。一方で、能力評価結果の昇格・配置管理への活用をテスト的に実施するとともに、評価結果データの蓄積と分析を行い、人事管理への活用方法を研究する。平成19年度に制度化をはかり、評価結果を全面的に人事管理に活用する本格実施とする。</p>   |         |      |      |      |
| 実施効果                     | <p>人事考課の試行に関する職員アンケート(平成17年3月実施)では、「人事考課による意識・行動の変化」の問いについて、29%(292人)が「よい刺激となった」と回答している。制度の目的のひとつである「能力開発へのインセンティブを与える」という点については、相当な効果があったと評価できる。</p> <p>もうひとつの目的である昇格・配置管理への活用では、従来は年齢、在職年数、経歴といった人事記録や所属長内申などを主な資料としたため自ずと「年功序列人事」となりがちであったが、能力評価の結果が新たに資料として活用されることで、能力を重視した昇格管理への質的な変化という効果が期待できる。</p> <p>具体的な達成指標としては、考課結果の活用度(どれだけ人事管理に反映されたかの反映件数、反映率)が考えられるが、昇格・配置の決定にあたっては他の決定要因もあり、考課結果が反映されたかどうかの判定は不可能であり、数値化は難しい。数値的な指標を設定するならば、職員アンケートで「能力重視の昇格管理」となったと感じた職員数(割合)ということになる。</p> |         |      |      |      |
| 内 容                      |  | 実 施 時 期 |      |      |      |
|                          |  | 18年度    | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
| 人事考課研修の実施                |  | 実 施     |      |      |      |
| 新任担当長を対象に目標管理による実績評価研修   |  | 実 施     |      |      |      |
| 評価結果データを人事異動(昇格・配置管理)に活用 |  | 実 施     |      |      |      |
| 職員アンケート実施                |  | 実 施     |      |      |      |
|                          |  |         |      |      |      |
|                          |  |         |      |      |      |
|                          |  |         |      |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 4 職員の人事、能力開発について

| 番号                | 実施項目  | 担当部分科会  |   |      |      |
|-------------------|---|---------|---|------|------|
| 8                 | 複線型人事制度の研究  | 市長公室分科会 |   |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など) | <p>平成11年度、全課に「専門的職員を必要とする業務調査」を実施。平成14年度には各課から「専任職員育成計画書」を提出してもらい、取りまとめを行った。「専任職員育成計画書」の提出があったのは17課であり、税3課など共通する認識をもつ部門もあるが、市民生活部、保健福祉部、産業部、都市整備部、建設部などでは専任職員の必要性について、担当課長によって認識に大きな差があり、全体として統一した方向性が見出せない状況である。複線型人事制度については、職員の能力開発・活用とモチベーション向上をはかるために重要だとされるが、その意味では各課での業務上の必要性だけでなく、個々の職員のキャリア開発と本人の意向といった面も重視しなければならない。制度化までには、アンケート等による職員の意識把握や、自己申告制度の改善、キャリア開発研修の導入などの検討が先行して必要である。また、現在進行中の公務員の給与制度改革との関係も、その推移を見極めつつ考慮しなければならない。民間企業では1980年代から、一部の先進自治体では数年前から複線型人事制度の開発・導入が進められており、人事管理セミナーへの参加や視察などにより、最新の情報収集とそれらの運用状況を調査し検討することも必要である。</p> |         |   |      |      |
| 目標等               | <p>人材育成・活用という視点からは、ジョブローテーションが有効な場合と特定の分野に固定するのが有効な場合がある。また、職場により専任職員の必要性にかなりのバラツキがある。今後、いわゆるコース別人事のような固定的な複線化をはかるのか、あるいは各職場の状況と職員の意向とを考慮した流動性のある人事異動の方針(ルール)づくりをする方が良いのか検討し、本市の組織規模・風土にあった複線化をはかる。</p>   |         |   |      |      |
| 実施効果              | <p>実施効果としては、職員の能力開発・活用とモチベーションの向上ということになる。達成度の指標としては、制度についての全体の研究計画(プロセス)の進捗率ということになる。</p>  |         |   |      |      |
| 内 容               |   | 実施時期    |   |      |      |
|                   |   | 18年度    | 19年度  | 20年度 | 21年度 |
| 本市の状況にあった複線化のあり方  |   | 検 討     |  |      |      |
| .....             |   |         |   |      |      |
| .....             |   |         |   |      |      |
| .....             |   |         |   |      |      |
| .....             |   |         |   |      |      |
| .....             |   |         |   |      |      |
| .....             |   |         |   |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 4 職員の人事、能力開発について

| 番号  | 実施項目   | 担当部分科会  |      |      |
|---|--|---------|------|------|
| 9   | 職員研修の充実  | 市長公室分科会 |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など)                                 | <p>地方分権に対応できる専門性、創造性の向上を図る一方、幅広い知識、経験、能力を有する職員を育成するため、人事研修、職場研修の充実に努める。</p> <p>人事考課制度の能力評価項目(コンピテンシー)に対応した研修の充実に努めるため、17年度研修計画の見直しを行ったので、その研修体系の定着と内容の充実をはかる</p> <p>採用6年目以降の職員に実施する「カフェテリア型の研修」の定着をはかるとともに、内容の充実を目指す</p> <p>研修エントリー制度をより充実させる</p> <p>派遣研修・先進都市視察研修など職員の視野を広げ、能力開発のインセンティブを与える研修の充実</p> <p>接遇研修、ホウ・レン・ソウ(報告・連絡・相談)運動など庁内キャンペーンと連動した意識改革研修の充実</p> <p>e-ラーニングなどを活用して職員の能力開発の充実をはかる</p> <p>庁内研修派遣(ショート・ステイ、ワーク・ステイ)の充実をはかる</p> |         |      |      |
| 目標等   | <p>人事考課制度に連動した人材育成と職員の意識改革を進め、住民と協働したまちづくりを推進する職員(住民ニーズの把握、住民とともにまちづくりを推進する人材)を育成する。その結果、住民に満足いく行政を目指す。</p>  |         |      |      |
| 実施効果  | <p>職員の能力開発につながると考えられ、最終的には市民サービスの向上につながる。</p>  |         |      |      |
| 内 容   | 実施時期   |         |      |      |
|   | 18年度   | 19年度    | 20年度 | 21年度 |
| 人事考課制度の能力評価項目(コンピテンシー)の研修定着と更なる充実                 | 経 常  |         |      |      |
| カフェテリア型の研修の定着および内容の充実                             | 経 常  |         |      |      |
| 研修エントリー制度の充実                                      | 経 常  |         |      |      |
| 接遇研修、ホウ・レン・ソウ(報告・連絡・相談)運動など庁内キャンペーンと連動した意識改革研修の充実 | 経 常  |         |      |      |
| e-ラーニングなどを活用した職員の能力開発の推進                          | 経 常  |         |      |      |
| 庁内研修派遣(ショート・ステイ、ワーク・ステイ)の充実                       | 経 常  |         |      |      |
| 派遣研修・先進都市視察研修など職員の視野を広げ、能力開発のインセンティブを与える研修の充実     | 経 常  |         |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 5 市民満足度の向上について

| 番号                              | 実施項目   | 担当部分科会        |      |      |      |
|---------------------------------|--|---------------|------|------|------|
| 10                              | 情報提供の充実  | 市長公室・企画調整部分科会 |      |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など)               | <p>広報きしわだ...人権推進課発行の「人の輪」と生涯学習課発行の「いきいき学びのプラン」を合併発行することで、制作・印刷・配布に要するコストを節減している。同様に健康推進課発行の「健康だより」や教育委員会発行の印刷物についても協議を進めたが、発行タイミングや配布先の相違などから合意を得ることができていない。</p> <p>ホームページ...現在、ほとんどの課のホームページについては、原課からのデータをもとに、広報公聴課でホームページデータ作成とサーバーへのアップ作業を担当している。この作業を原課で完結できるよう進めており、現在約10課が実施。今後さらに拡大を図りたい。</p>  |               |      |      |      |
| 目標等                             | <p>広報きしわだ...「人の輪」と「いきいき学びのプラン」の合併発行は引き続き実施するとともに、その他の発刊物について発行条件などを勘案しながら合併発行の検討を進めたい。</p> <p>ホームページ...原課による自主制作については、ソフト・ハード両面の整備と職員の体制が整ったところから順次拡大を図る。またホームページのバリアフリー化の「JIS規格8341-3」については、段階的に導入していく。また、暗号化通信技術の導入などセキュリティを向上させることで、意見聴取制度など市民から市への情報発信機会の拡充とサイトの利便性の向上を図る。併せてホームページへのバナー広告導入について研究を進める。</p> <p>文書管理システムを見直し、情報公開システム導入に向け検討する。</p> |               |      |      |      |
| 実施効果                            | <p>広報きしわだ...合併発行により、印刷・配布経費の削減を図ることができる。</p> <p>ホームページ...ホームページの自主制作を進めることにより、情報発信をよりタイムリーに行うことができるようになり、市民にとって有益となる。また、セキュリティを向上させることで、個人情報を取り扱う意見聴取制度などにもホームページを活用できるようになり、市民にとっては意見表明の機会が増加することになる。さらに、バナー広告の導入は歳入への寄与が期待される。</p>   |               |      |      |      |
| 内 容                             |  | 実 施 時 期       |      |      |      |
|                                 |  | 18年度          | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
| 「人の輪」と「いきいき学びのプラン」の合併発行         |  | 経 常           | →    |      |      |
| ホームページ...原課による自主制作を順次拡大         |  | 経 常           | →    |      |      |
| ホームページ...暗号化通信技術の導入に併せてバナー広告を導入 |  | 検 討           | →    |      |      |
| 情報公開システムの導入                     |  |               | 検 討  | →    |      |
|                                 |  |               |      |      |      |
|                                 |  |               |      |      |      |
|                                 |  |               |      |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 5 市民満足度の向上について

| 番 号                   | 実 施 項 目   | 担 当 部 分 科 会 |      |      |      |
|-----------------------|---|-------------|------|------|------|
| 11                    | 行政評価システムの充実   | 企画調整部分科会    |      |      |      |
| 実施項目<br>の内容<br>(現状など) | <p>試行として平成13年度16事業、平成14年度200事業を実施。<br/>平成15年度より本格導入し、15年度610事業、16年度583事業を実施。うち2次評価を15年度42事業、16年度45事業について診断カルテを元に実施。</p> <p>評価結果は3市民センター、情報公開コーナーにおいて公開している。</p> |             |      |      |      |
| 目 標 等                 | <p>平成15年度より本格導入された事務事業評価について、3年目を迎え施策評価へのステップアップを図る。2次評価についても施策評価実施に伴い、あり方を検討する。<br/>事務事業を総合計画・予算との整合を図り、再編成を行う。</p>  |             |      |      |      |
| 実施効果                  | 実施状況により測定する(再編事業数など)  |             |      |      |      |
| 内 容                   |   | 実 施 時 期     |      |      |      |
|                       |   | 18年度        | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
| 施策評価の検討・実施            |   | 検 討         | →    | 実 施  | →    |
|                       |   |             |      |      |      |
|                       |   |             |      |      |      |
|                       |   |             |      |      |      |
|                       |   |             |      |      |      |
|                       |   |             |      |      |      |
|                       |   |             |      |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 5 市民満足度の向上について

| 番号                | 実施項目  | 担当部分科会               |      |      |      |
|-------------------|---|----------------------|------|------|------|
| 12                | 市民センターのあり方の検討   | 市民生活部・企画調整部・生涯学習部分科会 |      |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など) | <p>3市民センターは、サービスセンター機能・地区公民館機能・図書館機能を包含する複合施設であり、出先の「ミニ市役所」として、また、地域住民活動の拠点である「コミュニティーセンター」としての使命を担っている。</p> <p>地域コミュニティーの代表的組織である各地区市民協議会は、その設立後、相当の年月が経過しそのニーズも変化する中、各市民センターの職員は日常業務をこなしながら、適時的確に当該ニーズを把握しそれに対応した運用が求められる。</p>                  |                      |      |      |      |
| 目標等               | <p>各市民センターを「地域コミュニティーセンター」としての機能を十二分に発揮させるためには、コミュニティー行政の経験を有する職員を当該市民センターに勤務させ、且つ、当該地区市民協議会の運営メンバーとして活動させる手法が、真の地域密着型の「コミュニティーセンター」となり得るものと考え。</p> <p>一方で、長野県塩尻市はじめ多くの市で実際に実施されている地域コミュニティーの手法を研究し、本市のコミュニティー行政の根幹である6館構想の理念を踏まえて実施する事が望まれる。</p> |                      |      |      |      |
| 実施効果              | <p>各市民協議会において運営メンバー等で活躍し、且つ、コミュニティー行政の経験職員を各市民センターに配置し、地域住民との意思の疎通と情報交換を密にすることにより、「地域密着型のコミュニティーセンター」としての機能がより一層発揮できる。</p>  |                      |      |      |      |
| 内 容               |   | 実施時期                 |      |      |      |
|                   |   | 18年度                 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
| コミュニティー・センターの運営   |   | 検 討                  | →    | 実 施  | →    |
| .....             |   |                      |      |      |      |
| .....             |   |                      |      |      |      |
| .....             |   |                      |      |      |      |
| .....             |   |                      |      |      |      |
| .....             |   |                      |      |      |      |
| .....             |   |                      |      |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 5 市民満足度の向上について

| 番号                | 実施項目  | 担当部分科会  |      |      |      |
|-------------------|---|---------|------|------|------|
| ( )13             | 建設工事指名業者等級格付基準の見直し(障害者雇用に対する評価)   | 総務部分科会  |      |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など) | 市内業者の等級格付においては、経営事項審査の総合評定値と工事成績の主観点数による総合点数に基づいているが、障害者雇用促進法施行令に定める障害者雇用率、または障害者雇用数について評価点(福祉点)を付加する |         |      |      |      |
| 目標等               | 等級格付に福祉への配慮として、指名願登録申請時に障害者雇用状況についての事項を加え、施工実績や工事成績と共に社会貢献の観点も評価し、等級格付へ反映させ障害者の雇用環境に関する取り組みを促進させる。    |         |      |      |      |
| 実施効果              | 建設業者が地域や社会貢献として果たすべき役割等を踏まえた評価を付加し適切な審査により、福祉への配慮として障害者雇用の促進を図る                                       |         |      |      |      |
| 内 容               |   | 実 施 時 期 |      |      |      |
|                   |   | 18年度    | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
| 等級格付基準の見直し        |   | 検 討     | →    | 実 施  | →    |
|                   |   |         |      |      |      |
|                   |   |         |      |      |      |
|                   |   |         |      |      |      |
|                   |   |         |      |      |      |
|                   |   |         |      |      |      |
|                   |   |         |      |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 5 市民満足度の向上について

| 番号                | 実施項目  | 担当部分科会   |      |      |
|-------------------|---|----------|------|------|
| 14                | チビッコホーム待機児童対策の推進  | 児童福祉部分科会 |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など) | <p>小学校1～3年生を対象に19ホーム各1教室で実施しているが、17年度は、年度当初より45名定員を50名まで受け入れるよう拡大を図るとともに、待機児童が特に多くなっており今後も引き続きと推測されるホーム(城内と山直北)については17年10月よりそれぞれ1教室を増設した。また、未設置校で今後ニーズが高まることが推測される光明校区については、17年度中に整備をし、18年4月より開設予定をしている。</p> <p>16年度事業費は96,474,425円。歳入は、府補助金30,129,000円、協力金30,604,000円、歳入合計60,733,000円となっており、その差額35,741,425円を市が支出。17年度は、2ホーム増設と1ホーム新設の工事費30,000,000円が計上された。</p> |          |      |      |
| 目標等               | <p>定員拡大と2ホーム増設に伴い、待機児童は半減したが、引き続き待機児童解消に向け、増設等検討していきたい。また、留守家庭児童の状況や一人親世帯の優先など、入会の配慮についても検討していく。受益者負担についても、市負担分(約37%)が適正かどうか見直す。</p>  |          |      |      |
| 実施効果              | 待機児童数等で評価   |          |      |      |
| 内 容               | 実 施 時 期   |          |      |      |
|                   | 18年度  | 19年度     | 20年度 | 21年度 |
| チビッコホームの増設        | 実 施   |          |      |      |
| チビッコホームの運営        | 経 常   |          |      |      |
| 入会への配慮            | 検 討 ・ 実 施   |          |      |      |
| 受益者負担の見直し         | 検 討   |          | 実 施  |      |
|                   |   |          |      |      |
|                   |   |          |      |      |
|                   |   |          |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 5 市民満足度の向上について

| 番号                  | 実施項目   | 担当部分科会  |      |      |      |
|---------------------|--|---|------|------|------|
| 15                  | 子どもの安心・安全な居場所の整備の推進  | 生涯学習部分科会  |      |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など)   | <p>放課後や休日に子どもが安全で安心して遊べる居場所などの整備について、文部科学省では、地域、家庭、学校が一体となって子どもたちを育てていくという観点で、平成16年度から3ヶ年計画で子どもたちの居場所が全国の学校等を中心に整備されるよう「地域子ども教室推進事業」を推進している。</p> <p>国の推進に合わせ、地域子ども教室の整備を市民との協働の観点から推進する。</p> <p>平成16年度から3年間は、国と岸和田市子どもの居場所づくり実行委員会(池田秋男委員長)との委託契約で、16年度は8ヶ所を実施、委託金は11,622,517円。子どもの参加総数(述べ人数)6,405人、地域子ども教室指導員配置総数(延べ人数)1,506人、ボランティア参加総数(延べ人数)492人。</p> <p>17年度は9ヶ所を実施、委託金は13,624,450円。</p> |   |      |      |      |
| 目標等                 | <p>小学校低学年を中心とした異年齢の子どもたちが、学校の空き教室等を利用して、週1回程度放課後を中心に集まる。誰もが参加(あらかじめ申し込みが必要)でき、地域の人たちが世話(指導)をする。このように地域、家庭、学校が一体となって推進している本事業を、平成18年度に国の計画が終了することを受けて、市の施策として推進していく。国の動きも見ながら、地域の人たちの応援を得て、未設置校区での設置と、開設日の増加に努める。</p>   |   |      |      |      |
| 実施効果                | <p>公民協働の推進。<br/>地域の活性化。<br/>こどもの安心・安全な居場所の確保。</p>  |   |      |      |      |
| 内 容                 |  | 実 施 時 期   |      |      |      |
|                     |  | 18年度  | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
| こどもの安心・安全な居場所づくりの拡充 |  | 検 討  |      |      |      |
|                     |  |   |      |      |      |
|                     |  |   |      |      |      |
|                     |  |   |      |      |      |
|                     |  |   |      |      |      |
|                     |  |   |      |      |      |
|                     |  |   |      |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 5 市民満足度の向上について

| 番号                | 実施項目   | 担当部分科会               |      |      |
|-------------------|--|----------------------|------|------|
| 16                | 公立幼稚園・保育所の連携   | 教育総務部・学校教育部・児童福祉部分科会 |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など) | <p>公立幼稚園23園のうち定員に達しているのは3園で、総定員2,345名に対し在園数は1,660名となっており、685名の定員割れの状態である。一方、保育所・園では79名(うち0～3歳児76名)の待機が生じている(平成17年5月1日現在)。</p> <p>幼稚園施設の利用拡大を図るとともに、公立幼稚園・保育所の連携を深め、幼児教育に対するニーズに応えるため、子育て支援のひとつとして公立幼稚園における預かり保育を実施する。</p> <p>また、公立幼稚園と保育所の連携のあり方についても、さらに検討を進める。</p> |                      |      |      |
| 目標等               | <p>平成18年度には2園で試行実施する。実施とともに生じた課題やより良い方法を比較検討しながら、施設状況や保護者ニーズを踏まえて実施園の拡大を図る。</p> <p>また一方、就学前児童に対する幼稚園教育の普及・拡充の視点から、公立幼稚園と保育所の連携のあり方を検討する。</p>   |                      |      |      |
| 実施効果              | 幼稚園施設や機能の有効活用により、子育て支援を行うことができる。   |                      |      |      |
| 内 容               | 実 施 時 期  |                      |      |      |
|                   | 18年度   | 19年度                 | 20年度 | 21年度 |
| 実施園の拡大            | 実 施    |                      |      |      |
| 公立幼稚園と保育所の連携のあり方  | 検 討    |                      |      |      |
|                   |  |                      |      |      |
|                   |  |                      |      |      |
|                   |  |                      |      |      |
|                   |  |                      |      |      |
|                   |  |                      |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 5 市民満足度の向上について

| 番号                | 実施項目   | 担当部分科会   |      |      |  |
|-------------------|--|----------|------|------|--|
| ( )17             | 中学校給食の検討   | 教育総務部分科会 |      |      |  |
| 実施項目の内容<br>(現状など) | 市内には、11ヵ所の中学校があり、6,045名の生徒が在籍している。小学校では、給食が実施されているが、中学校における給食について検討する。 |          |      |      |  |
| 目標等               | 中学校における給食について検討する。   |          |      |      |  |
| 実施効果              |  |          |      |      |  |
| 内 容               | 実 施 時 期  |          |      |      |  |
|                   | 18年度   | 19年度     | 20年度 | 21年度 |  |
| 中学校における給食について     | 検 討  |          |      |      |  |
|                   |  |          |      |      |  |
|                   |  |          |      |      |  |
|                   |  |          |      |      |  |
|                   |  |          |      |      |  |
|                   |  |          |      |      |  |
|                   |  |          |      |      |  |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 5 市民満足度の向上について

| 番号  | 実施項目   | 担当部分科会         |         |           |         |              |               |        |           |    |      |              |               |     |            |          |      |     |      |  |
|---|--|----------------|---------|-----------|---------|--------------|---------------|--------|-----------|----|------|--------------|---------------|-----|------------|----------|------|-----|------|--|
| ( )18   | スポーツ施設の一元管理  | 都市整備部・生涯学習部分科会 |         |           |         |              |               |        |           |    |      |              |               |     |            |          |      |     |      |  |
| 実施項目の内容<br>(現状など)   | <p>テニスコート、グラウンドなど、スポーツ施設が2つの課で管理運営されている。利用に当たって市民からわかりづらいと苦情も寄せられている。公園緑地課管理施設は、公園緑化協会に管理委託されている。(18年度からは指定管理)</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>公園緑地課管理</td> <td>スポーツ振興課管理</td> </tr> <tr> <td>・テニスコート</td> <td>9面(中央・浜工業公園)</td> <td>7面(野田公園など4カ所)</td> </tr> <tr> <td>・グラウンド</td> <td>2面(浜工業公園)</td> <td>5面</td> </tr> <tr> <td>・体育館</td> <td>2カ所(南小体育館含む)</td> <td>3カ所(加守小体育館含む)</td> </tr> <tr> <td>・広場</td> <td>中央公園スポーツ広場</td> <td>青少年広場8箇所</td> </tr> <tr> <td>・プール</td> <td>1カ所</td> <td>13カ所</td> </tr> </table> |                | 公園緑地課管理 | スポーツ振興課管理 | ・テニスコート | 9面(中央・浜工業公園) | 7面(野田公園など4カ所) | ・グラウンド | 2面(浜工業公園) | 5面 | ・体育館 | 2カ所(南小体育館含む) | 3カ所(加守小体育館含む) | ・広場 | 中央公園スポーツ広場 | 青少年広場8箇所 | ・プール | 1カ所 | 13カ所 |  |
|   | 公園緑地課管理  | スポーツ振興課管理      |         |           |         |              |               |        |           |    |      |              |               |     |            |          |      |     |      |  |
| ・テニスコート   | 9面(中央・浜工業公園)   | 7面(野田公園など4カ所)  |         |           |         |              |               |        |           |    |      |              |               |     |            |          |      |     |      |  |
| ・グラウンド  | 2面(浜工業公園)  | 5面             |         |           |         |              |               |        |           |    |      |              |               |     |            |          |      |     |      |  |
| ・体育館  | 2カ所(南小体育館含む)   | 3カ所(加守小体育館含む)  |         |           |         |              |               |        |           |    |      |              |               |     |            |          |      |     |      |  |
| ・広場   | 中央公園スポーツ広場   | 青少年広場8箇所       |         |           |         |              |               |        |           |    |      |              |               |     |            |          |      |     |      |  |
| ・プール  | 1カ所  | 13カ所           |         |           |         |              |               |        |           |    |      |              |               |     |            |          |      |     |      |  |
| 目標等   | <p>市民が利用しやすいスポーツ施設を目指し、施設の管理・運営を一元化し、効率化を図る。利用者が安全・安心できる点検整備の充実。地震災害時等における避難場所の提供。また、オーパスシステム(注)による利用推進。計画的な施設の整備、利用効率の向上、維持管理経費の削減を図る。</p> <p>平成20年度末を目途に、総合体育館を含めたスポーツ施設の一元管理を図る。そのうえで、利用料金制を踏まえた指定管理を図る。</p>  |                |         |           |         |              |               |        |           |    |      |              |               |     |            |          |      |     |      |  |
| 実施効果  | 実施状況により測定する。   |                |         |           |         |              |               |        |           |    |      |              |               |     |            |          |      |     |      |  |
| 内 容   | 実 施 時 期  |                |         |           |         |              |               |        |           |    |      |              |               |     |            |          |      |     |      |  |
|   | 18年度   | 19年度           | 20年度    | 21年度      |         |              |               |        |           |    |      |              |               |     |            |          |      |     |      |  |
| 施設別(体育館・運動場広場・青少年広場・市民プール)の方向性の調査・研究と一元管理   | 検 討  | →              | 実 施     | →         |         |              |               |        |           |    |      |              |               |     |            |          |      |     |      |  |
| <p>(注)オーパスシステムとは、大阪府と府内14市1町が共同で開発・運用している公共スポーツ施設予約システムです。利用するには、あらかじめ登録が必要です。予約には、パソコン、電話、ファクス、該当端末(体育館、市民センターなど10カ所に設置)が利用できます。</p> |  |                |         |           |         |              |               |        |           |    |      |              |               |     |            |          |      |     |      |  |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 5 市民満足度の向上について

| 番号                      | 実施項目   | 担当部分科会   |      |      |  |
|-------------------------|--|----------|------|------|--|
| ( )19                   | 監査結果の公表内容の充実   | 監査事務局分科会 |      |      |  |
| 実施項目の内容<br>(現状など)       | 監査結果については、平成17年8月から、市ホームページで公表しているが、より詳しく市民に分かりやすい内容とする。 |          |      |      |  |
| 目標等                     | より多くの市民に市政について関心を持ってもらう。                                 |          |      |      |  |
| 実施効果                    | 行政の透明性を、より一層高める。   |          |      |      |  |
| 内 容                     | 実 施 時 期  |          |      |      |  |
|                         | 18年度   | 19年度     | 20年度 | 21年度 |  |
| 監査結果公表に監査実施の着眼点を示す      | 実施   | →        | →    | →    |  |
| 住民監査請求は原則として監査結果全文を公表   | 実施   | →        | →    | →    |  |
| 出資団体監査、工事監査、行政監査についても公表 | 実施   | →        | →    | →    |  |
|                         |  |          |      |      |  |
|                         |  |          |      |      |  |
|                         |  |          |      |      |  |
|                         |  |          |      |      |  |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 6 市民公益活動との連携について

| 番号                    | 実施項目   | 担当部分科会   |      |      |
|-----------------------|--|----------|------|------|
| ( )20                 | 自治基本条例の推進  | 企画調整部分科会 |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など)     | 1 自治基本条例の周知徹底<br>(1) 出前講座、各種団体等で周知徹底<br>(2) 自治基本条例研修会等の開催<br><br>2 (仮称)自治基本条例推進委員会の設置・運営<br>(1) 自治基本条例に基づく基本理念の推進<br>(2) 自治基本条例第33条に基づく検証<br>(3) 自治基本条例に基づく制度等の監視<br>(4) 上記の結果に基づく自治基本条例の見直し等  |          |      |      |
| 目標等                   | 1 出前講座や各種団体の会合等いろいろな場面を通じてできる限り市民に対して自治基本条例の周知を図っていく。<br><br>2 自治基本条例推進委員会を設置し、自治基本条例の基本理念を推進するとともに、自治基本条例の各条項と自治基本条例に基づく制度等が基本理念に則ったものであり続けているかどうかを検証するものとして、また、自治基本条例に規定されている内容が現実に機能しているのかどうか、自治基本条例の実効性を確保するための様々な制度が機能しているのかどうか、さらに新たな制度を構築する必要があるのかどうか等について検討を加える。 |          |      |      |
| 実施効果                  | 1 自治基本条例に基づく市民参画の機会が保障される。<br>2 自治基本条例の基本理念に基づく市政運営が行われる。  |          |      |      |
| 内 容                   | 実施時期   |          |      |      |
|                       | 18年度   | 19年度     | 20年度 | 21年度 |
| 自治基本条例の周知徹底           | 経 常   |          |      |      |
| (仮称)自治基本条例推進委員会の設置・運営 | 実 施   |          |      |      |
|                       |  |          |      |      |
|                       |  |          |      |      |
|                       |  |          |      |      |
|                       |  |          |      |      |
|                       |  |          |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 6 市民公益活動との連携について

| 番号                | 実施項目   | 担当部分科会   |      |      |      |
|-------------------|--|----------|------|------|------|
| ( )21             | 協働関連情報の集約  | 企画調整部分科会 |      |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など) | <p>市内で行われている協働事業、市民活動団体については行政が一元的に情報を把握できていない状況である。市民と行政の協働を推進するにあたり、情報の収集を行い、広く公開する必要がある。</p> <p>1 協働事業台帳の作成<br/>協働事業を把握し、市のホームページ等を通じて、広く事業の内容を公開する(17年度中にホームページで公開予定)。</p> <p>2 市民活動団体シートの作成<br/>市民活動団体を把握し、市のホームページ等を通じて、広く活動状況等を公開する(17年度中にホームページ等で公開予定)。</p> <p>3 情報紙の集約<br/>協働に関する情報紙を一元的に集約し、閲覧に供する。</p>                              |          |      |      |      |
| 目標等               | <p>1 協働事業台帳の作成<br/>各課で実施している協働事業に関する情報(内容、協働の相手方、経費等)を一元的に集約し、市のホームページ等で広く公開することにより、更なる事業の活性化及び効率化が図られ、より良い協働事業の展開を図る。</p> <p>2 市民活動団体シートの作成<br/>各課で把握している市民活動団体に関する情報(代表者、活動分野、活動内容等)を一元的に集約し、市のホームページ等で広く公開することにより、市民活動団体の活動状況を市民、行政が知ることができ、更なる市民活動の活性化が期待できる。</p> <p>3 情報紙の集約<br/>市民活動に関する情報を幅広く提供することにより、市民活動参加者の増加や新たな市民活動の展開が期待できる。</p> |          |      |      |      |
| 実施効果              | 市民活動に関する情報を広く公開することにより、新たな市民活動を創出し、市民と行政による協働の可能性を広げることができる。   |          |      |      |      |
| 内 容               |  | 実 施 時 期  |      |      |      |
|                   |  | 18年度     | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
| 協働事業台帳の作成         |  | 経 常      |      |      |      |
| 市民活動団体シートの作成      |  | 経 常      |      |      |      |
| 情報紙の集約            |  | 経 常      |      |      |      |
|                   |  |          |      |      |      |
|                   |  |          |      |      |      |
|                   |  |          |      |      |      |
|                   |  |          |      |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 6 市民公益活動との連携について

| 番号                        | 実施項目  | 担当部分科会   |      |      |      |
|---------------------------|---|----------|------|------|------|
| ( )22                     | 公民協働に向けた市民と行政のネットワークの構築   | 企画調整部分科会 |      |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など)         | <p>1 庁内の協働推進体制の構築<br/>協働を推進していく上で、庁内横断的な連携体制を構築する。また庁内各課において、協働の意識を浸透させ、協働を身近に感じることができるよう庁内の体制を構築する。<br/>(1)協働推進スタッフの拡充<br/>(2)協働推進員の選任(17年度設置)<br/>(3)協働推進チーム(17年度設置)<br/>(4)地域担当制の導入</p> <p>2 市民と行政のネットワークの構築<br/>市民自治都市の実現に向け、市民と行政がネットワークを形成し、より良い協働やこれからのまちづくりについて意見交換を行う。また6月に策定された「公民協働推進の指針」について、市民活動実践者の意見を踏まえ、指針の実行力を確保するための市民が主体となった組織を設置する。<br/>(1)協働のまちづくり推進委員会の設置(17年度設置)</p> <p>3 市民同士のネットワーク活動の支援<br/>市民間でのネットワークの構築に向けた活動を支援することにより、新たな市民活動の展開や協働事業が生まれてくる環境を醸成する。<br/>(1)「交流の場」の開催(17年4月よりまちづくりネットワーク岸和田(愛称:まちネット)が毎月1回定期的に開催)</p> <p>4 市民参画機会の充実<br/>事業実施にあたり、企画段階から市民活動団体も参画し、より効果的かつ効率的な事業を行うことにより、多様化、複雑化する市民ニーズに対応する。<br/>(1)市民活動団体による事業の提案制度<br/>(2)市民からの意見や質問のデータベース化による情報活用</p> |          |      |      |      |
| 目標等                       | <p>1 庁内の協働推進体制の構築<br/>(1)協働推進スタッフを拡充し、庁内の協働推進体制を強化する。<br/>(2)各課(室)に協働推進員を配置し、各課(室)における協働意識の浸透を図る。<br/>(3)協働推進チームを設置し、庁内の協働意識の醸成、協働推進システムの導入に向けた具体的検討を行う。<br/>(4)地域担当制を導入し、住民自治力の向上に向けた取組みを行い、市民自治都市の実現を目指す。</p> <p>2 市民と行政のネットワークの構築<br/>(1)市民活動実践者を中心とした協働のまちづくり推進委員会を設置し、これからのまちづくり、協働のあり方、指針の検討を行う。</p> <p>3 市民同士のネットワーク活動の支援<br/>(1)市民が中心となり開催しているまちネットの運営を支援する(情報の提供、アドバイス等)ことにより、新たな市民活動の展開や協働事業が生まれてくる環境を醸成する。</p> <p>4 市民参画機会の充実<br/>(1)市民による事業提案制度を創設し、新たな協働事業を実施することにより、多様化・複雑化する市民ニーズに対応する。<br/>(2)市民からの意見や質問をデータベース化し、広く共有することにより、各課において迅速かつ均質な対応を目指す。また広く市民に公開することにより、情報公開や市民参加のきっかけとする。</p>   |          |      |      |      |
| 実施効果                      | 市民と行政がネットワークを形成し、市民自らがまちづくり活動に参加、参画することにより、市民が自治の主体であることを認識し、自らの地域は自らの手で築いていこうとする意思を明確にし、常に安心して住み続けることができる個性豊かな持続性のある地域社会を構築することができる。   |          |      |      |      |
| 内 容                       |   | 実施時期     |      |      |      |
|                           |   | 18年度     | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
| 庁内の協働推進体制の充実              |   | 経 常      |      |      |      |
| 地域担当制の導入                  |   | 検 討      |      |      |      |
| 市民と行政のネットワークの充実           |   | 経 常      |      |      |      |
| 市民同士のネットワーク活動の支援          |   | 経 常      |      |      |      |
| 市民活動団体による事業提案制度の創設        |   | 着 手      |      |      |      |
| 市民からの意見や質問のデータベース化による情報活用 |   | 検討 → 着 手 |      |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 6 市民公益活動との連携について

| 番号                | 実施項目   | 担当部分科会   |      |      |
|-------------------|--|----------|------|------|
| ( )23             | 協働のための人材育成   | 企画調整部分科会 |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など) | <p>1 行政の人材育成<br/>市民自治都市の実現を目指すため、協働を身近に感じることができ、また現場に対応できるの行政職員の育成が必要であり、そのための研修会、講習会等を開催する。<br/>(1)協働を身近に感じる職員の育成<br/>(2)現場対応型職員の育成<br/>職員研修による意識向上(17年度中に、協働推進員を対象に開催)<br/>協働の手引書の作成と活用<br/>職員人材バンク制度</p> <p>2 市民の人材育成<br/>住民自治の原則に基づき、協働によるまちづくりを進めていく上での核となる市民の育成を図っていく。<br/>(1)啓発<br/>(2)養成(17年度中に、行政と合同研修会を開催)<br/>(3)人材発掘</p> |          |      |      |
| 目標等               | <p>1 行政の人材育成<br/>・各種研修会、講座等を開催することにより、行政職員の協働の意識を高め、認識を深める。<br/>・将来的に職員人材バンクを創設し、地域自治力の向上に向けた支援を行う。</p> <p>2 市民の人材育成<br/>・各種研修会、講座等を開催することにより、まちづくりの核となる人材を育成する。<br/>・将来的にはまちづくり協働人材バンクを創設し、人材の確保を行う。</p>  |          |      |      |
| 実施効果              | 市民と行政の協働によるまちづくり意識を市民、行政職員に浸透させ、醸成し、まちづくりの主体となる人材を発掘・育成することにより、地域自治力の向上が図られ、各地域において、個性ある魅力的なまちづくり活動が期待できる。   |          |      |      |
| 内 容               | 実施時期   |          |      |      |
|                   | 18年度   | 19年度     | 20年度 | 21年度 |
| 職員対象の研修会、講座等の実施   | 経 常  |          |      |      |
| 協働の手引書の作成と活用      | 実 施  |          |      |      |
| 職員人材バンク制度の創設      | 検 討  | 着 手      |      |      |
| 市民対象の研修会、講座等の実施   | 経 常  |          |      |      |
| まちづくり協働人材バンク制度の創設 | 検 討  | 着 手      |      |      |
|                   |  |          |      |      |
|                   |  |          |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 6 市民公益活動との連携について

| 番号                     | 実施項目   | 担当部分科会   |      |      |      |
|------------------------|--|----------|------|------|------|
| ( )24                  | 市民活動支援の充実  | 企画調整部分科会 |      |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など)      | <p>1 金銭的支援<br/>企画提案等の公募の手続きを取り入れ、既存事業の見直しや新たな支援事業の発掘を行い、市民活動団体の自主性、自立性を基礎として、より効果的に市民活動を金銭的に支援する。</p> <p>(1) 交付型支援</p> <p>2 物質的支援</p> <p>3 人材紹介型支援</p> <p>4 情報提供型支援</p> <p>5 信託付与型支援</p> <p>6 コーディネート型支援</p> <p>金銭的な支援だけでなく、行政が持つ様々な資源(物質的なものに限らず、情報提供等を含む)を活用して、市民活動を側面より支援する。</p>  |          |      |      |      |
| 目標等                    | <p>1 金銭的支援<br/>市民活動支援基金を創設し、市民活動を金銭的に支援することにより、市民活動の活性化、新たな協働事業を実施する。</p> <p>2 物質的支援<br/>市民活動団体や行政間での備品の貸出し、不要消耗品の相互貸与することにより、市民活動団体の活動を支援する。</p> <p>3 人材紹介型支援<br/>市民活動へのアドバイス、人材を紹介することにより、市民活動団体の活動を支援する。</p> <p>4 情報提供型支援<br/>市民活動に関する様々な情報を提供することにより、市民活動団体の活動を支援する。</p> <p>5 信託付与型支援<br/>事業に対し、行政が後援、協力し、当該事業の信頼性を高めることにより、市民活動団体の活動を支援する。</p> <p>6 コーディネート型支援<br/>市民活動を市民活動団体とともに、コーディネートすることにより、市民活動団体の活動を支援する。</p> |          |      |      |      |
| 実施効果                   | 市民活動団体の活動を行政が側面より支援することにより、市民活動団体の自主性を活かした協働の担い手を育成することができ、多種・多様化する市民ニーズに幅広く対応することが期待できる。  |          |      |      |      |
| 内 容                    |  | 実 施 時 期  |      |      |      |
|                        |  | 18年度     | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
| 金銭的支援制度(市民活動支援基金制度)の創設 |  | 検 討      | →    | 着 手  | →    |
| その他の支援制度               |  | 検 討      | →    | →    | →    |
|                        |  |          |      |      |      |
|                        |  |          |      |      |      |
|                        |  |          |      |      |      |
|                        |  |          |      |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 6 市民公益活動との連携について

| 番号                | 実施項目  | 担当部分科会   |      |      |      |
|-------------------|---|----------|------|------|------|
| 25                | 市民活動の拠点づくり  | 企画調整部分科会 |      |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など) | <p>1 既存施設・組織の活用<br/>市民活動の拠点として利用しやすくなっているのかなど、施設の性格を踏まえながら、市民と行政、市民同士のコミュニティを育む施設へと転換することにより協働事業の推進を図る「集いの場」として市民活動の一翼を担う施設づくりを進める。またボランティアセンターとも情報を共有しながら、連携を深めていく。</p> <p>(1) コミュニティセンター(公民館、図書館、女性センター、市民センター等)<br/>・施設の利用状況の公表<br/>・活動情報の発信<br/>・貸出し物品、備品の点検等</p> <p>(2) ボランティアセンター<br/>・情報交換、様々な形での連携</p> <p>2 市民活動サポートセンターの設置<br/>幅広い市民活動を支援するため、市民に最も身近な担当窓口として様々な役割を果たす市民活動サポートセンターを設置する。設置にあたっては、市民活動団体の意見が十分取り入れられるよう、開設準備段階から市民も交え検討を進め、開設後の運営にあたっては、市民活動団体の意見が反映され、市民が利用しやすい施設運営を行う。また施設の運営については、将来的には、中立的な立場から市民活動支援を行える中間支援組織が運営にあたる。そのために開設準備と併せて、中間支援組織の育成・支援も行っていく。</p> <p>(1) 市民活動サポートセンターの役割<br/>(2) 開設準備協議会や運営委員会の設置<br/>(3) 中間支援組織の育成、支援</p> |          |      |      |      |
| 目標等               | <p>1 既存施設・組織の活用<br/>(1) 市民活動団体が利用しやすく、他の市民活動団体との連携が図れるよう施設を活用することにより、新たな協働事業が生まれる環境を醸成する。また各地域のまちづくりの拠点施設として活用することにより、地域自治力の向上を図る。<br/>(2) ボランティアセンターとの関係を密にし、情報を共有することにより、より良い協働事業の展開を目指す。</p> <p>2 市民活動サポートセンターの設置<br/>(1) 市民活動サポートセンターを設置することにより、市民活動にあたっての相談窓口、情報の提供、他団体とのコーディネートなど多岐にわたる市民活動支援を行い、市民活動の活性化を図る。<br/>(2) 開設の企画、準備段階から、行政だけでなく市民活動団体も参画し、検討を進めることにより、市民活動団体が利用しやすい環境を整備し、市民活動の活性化を図る。<br/>(3) 中間支援組織を育成・支援することにより、自主的な市民活動を行うことを目指す。また将来的には市民活動サポートセンターの運営を中間支援組織が担うことにより、さらに活発な市民活動の展開が見込まれる。</p>  |          |      |      |      |
| 実施効果              | <p>既存施設・組織を有効に活用することにより、安定した持続性のある市民活動を展開することができる。また市民活動サポートセンターを設置し、併せて市民活動を幅広くトータル的に支援・コーディネートする中間支援組織を設立することによって、今まで以上に市民活動が盛んになり、多種・多様な市民ニーズに応じた市民サービスを、市民と行政が協力して提供することができる。</p>   |          |      |      |      |
| 内 容               |   | 実施時期     |      |      |      |
|                   |   | 18年度     | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
| 既存施設の活用           |   | 検討       | 着手   |      |      |
| 市民活動サポートセンターの設置   |   | 検討       |      |      |      |
| 中間支援組織の育成・支援      |   | 検討       |      |      |      |
|                   |   |          |      |      |      |
|                   |   |          |      |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 6 市民公益活動との連携について

| 番号                | 実施項目   | 担当部分科会   |      |      |      |
|-------------------|--|----------|------|------|------|
| ( )26             | 協働事業の審査・評価制度の確立  | 企画調整部分科会 |      |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など) | <p>1 協働事業の審査<br/>より良い協働のあり方を見極め、事業の目的が達成されたかどうか、より効果的なサービスが提供できたかなどを評価するとともに、事業実施の経験を蓄積し、次の施策に反映させ、市民生活の向上を目指す。将来的には、公平で客観的な評価である第三者評価機関「(仮称)協働事業審査・評価委員会」を設置し、事業の審査と評価を一つの枠組みの中で捉える仕組みを整える。</p> <p>(1)公共性診断カルテの実施<br/>(2)協働事業審査・評価委員会</p> <p>2 協働事業の評価<br/>協働事業の評価について、様々な視点を加え評価を行う。</p> <p>(1)評価視点<br/>・協働の形態や相手方の審査方法、費用負担など</p> <p>(2)評価方法<br/>&lt;評価主体&gt;自己評価、合同評価(市民と行政による評価)、受益者評価(市民アンケートなどによる評価)、第三者機関評価<br/>&lt;評価時期&gt;事前評価、中間評価、事後評価<br/>&lt;評価項目&gt;協働のルール、有効性・効率、費用対効果、役割分担、責任の所在</p> <p>(3)評価の活用<br/>評価結果については、次の事業計画に反映できるよう問題点、課題等について、市民活動団体、行政とともに考えていく。また広く市民の意見を聞くよう、評価結果はホームページ等により公表する。</p> |          |      |      |      |
| 目標等               | <p>1 協働事業の審査<br/>(1)公共性診断カルテを実施することにより、当該事業の公共性を判断する。市民や庁内から提案のあった事業についても同様とする。<br/>(2)協働事業審査・評価委員会を設置し、提案された事業が協働事業に適しているか否かを判断する。なお協働事業に適すると判断された場合、協働相手を募集し、事業に適した形態(共催、委託、助成等)を判断する。</p> <p>2 協働事業の評価<br/>(1)協働事業による事業目標の達成度、有効性、効率性だけでなく、協働の形態や相手方の審査方法などを評価の視点とすることにより、当該事業における協働の必要性が判断される。<br/>(2)評価の方法を評価主体、評価時期、評価項目とすることにより、客観的な評価をすることができる。<br/>(3)評価結果については、出てきた問題点、課題等を検討し、改善することにより、より良い協働事業が期待できる。また結果を公表することにより、より多くの市民の意見を聞くことができる。</p>  |          |      |      |      |
| 実施効果              | <p>これまで行われてきた市民と行政の協働のあり方、公共性、手法等を客観的に審査することにより、協働過程の透明性が確保され、これまで以上に新たな市民活動団体の参画が期待できる。また行政経営システムと連携することができれば、より効率的かつ効果的なまちづくりシステムを展開することができる。</p>  |          |      |      |      |
| 内 容               |  | 実施時期     |      |      |      |
|                   |  | 18年度     | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
| 公共性診断カルテの実施       |  | 検討 →     | 実施 → |      |      |
| 協働事業審査・評価委員会の設置   |  | 検討 →     | 実施 → |      |      |
| 行政経営システムとの連携      |  | 検討 →     | 実施 → |      |      |
|                   |  |          |      |      |      |
|                   |  |          |      |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 6 市民公益活動との連携について

| 番号                       | 実施項目   | 担当部分科会 |      |      |
|--------------------------|--|--------|------|------|
| 27                       | 岸和田市地球温暖化対策率先実行計画の推進   | 環境部分科会 |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など)        | <p>庁内の率先行動として、電気、ガス、水道、用紙、ガソリンの効率的使用を継続的に取り組み、これらの使用量を、平成18年度までに(対平成13年度比)6%削減する。<br/>                     13年度を基準年として、16年度の温室効果ガスの削減率は1.7%の増加となったが、理由は競輪場での場外開催日が13年度に比べ、16年度は4倍の231日であったこと及び、市民病院の手術室が6室から8室に増加したこと、廃棄物処理用のガス炉から電気溶融炉にしたことによる。</p> |        |      |      |
| 目標等                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化防止のため、温室効果ガスの排出量を削減する。</li> <li>・目標値は平成14年度から平成18年度の5年間に、平成13年度と比べ、温室効果ガス総排出量6%を削減する。</li> </ul>  |        |      |      |
| 実施効果                     | 職員が環境に対して配慮した行動が図れるようになるとともにエネルギー使用の削減が図れる。  |        |      |      |
| 内 容                      | 実 施 時 期  |        |      |      |
|                          | 18年度   | 19年度   | 20年度 | 21年度 |
| 昼休みの消灯                   | 経 常  |        |      |      |
| 適正冷暖房の実施                 | 経 常  |        |      |      |
| 関西エコスタイルキャンペーンの実施        | 経 常  |        |      |      |
| 待機電力のカットの実施              | 経 常  |        |      |      |
| グリーン購入(環境にやさしい製品の導入)     | 経 常  |        |      |      |
| 地球温暖化対策率先実行計画の目標値を国基準と整合 | 実 施  |        |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 6 市民公益活動との連携について

| 番号   | 実施項目   | 担当部分科会   |      |      |      |
|--|--|--|------|------|------|
| ( )28  | E S C O事業(注)の推進(温室効果ガス削減および省エネルギー対策事業)   | 環境部分科会   |      |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など)  | <p>京都議定書が国会で批准されたことにより、本市においても、温室効果ガスの削減を義務付けられることとなった。</p> <p>これを受け、市施設等の諸設備の改修を民間事業所との間に省エネルギー契約を結ぶことにより、省エネルギー対策事業と温室効果ガスの大幅削減を併せて実施する。なお本年度からは地域におけるエネルギーの相互供給を踏まえた省エネルギー対策を講じる。なお、17年度は市役所本館、別館、図書館及び競輪場のメインスタンドについてのE S C O事業を実施している。</p> <p>17年度の省エネルギー率については<br/>           市役所 15.3%<br/>           別館 6.7%<br/>           図書館 39.0%<br/>           競輪場メインスタンド 募集条件は5%以上であるが、現在、事業実施業者が詳細調査を実施中である。</p> |  |      |      |      |
| 目標等  | <p>地域相互エネルギー供給調査の実現可能性対象施設を、モデル事業としてESCO事業を実施する。</p> <p>また、エネルギー削減率5%を目標とする。</p>   |  |      |      |      |
| 実施効果   | <p>実施状況により測定する<br/>           (単年度事業であるためトータルのエネルギー削減率は出せないが17年度事業を実施することにより、市役所本館は15.3%、別館は6.7%、図書館39%のエネルギーの削減が図れる。また、競輪場においても、現在、E S C O実施業者が調査を実施しているが募集条件である5%以上のエネルギーの削減が図れる)</p>  |  |      |      |      |
| 内 容  |  | 実施時期   |      |      |      |
|  |  | 18年度   | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
| E S C O事業の推進   |  |  |      |      |      |
| <p>(注) E S C O事業(Energy Service Company)は、省エネルギーで実現する経費削減分で省エネルギー投資をまかなうものです。省エネルギー化のための機器導入にあたって、省エネルギー機器の設置工事だけではなく、『機器設置前のエネルギーコスト低減調査、立案』や『機器設置後の機器の“性能保証と省エネ保証”』などを含んだ包括的な契約を結んで事業を実施する仕組みです。</p> <p>事業効果として、省エネルギー化により、二酸化炭素(CO2)の排出量を削減して環境対策が図られ、光熱水費の削減により維持管理の費用が削減されます。また、E S C O事業費以上の光熱水費削減分は発注者の利益になります。</p> |  |  |      |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 6 市民公益活動との連携について

| 番号                | 実施項目  | 担当部分科会 |      |      |      |
|-------------------|---|--------|------|------|------|
| 29                | 廃蛍光灯の分別収集   | 環境部分科会 |      |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など) | 平成14年度までは、陶器類や化粧品のビン、蛍光灯などは粗大ごみとして回収されていたが、再利用ができないため、町会や廃棄物減量等推進員の協力を得て、平成15年4月より埋立ごみ扱いで2カ月に1回、町会館等を集積場所として回収している。 |        |      |      |      |
| 目標等               | 再利用ができるようになった蛍光灯を割れないように分別収集し、水銀ガスの放出を防ぎながらガラス、アルミ、水銀の再資源化を推進する。  |        |      |      |      |
| 実施効果              | 実施状況により測定する。  |        |      |      |      |
| 内 容               |   | 実施時期   |      |      |      |
|                   |   | 18年度   | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
| 廃蛍光灯の分別収集         |   | 検 討    | →    | 実 施  | →    |
| .....             |   |        |      |      |      |
| .....             |   |        |      |      |      |
| .....             |   |        |      |      |      |
| .....             |   |        |      |      |      |
| .....             |   |        |      |      |      |
| .....             |   |        |      |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 6 市民公益活動との連携について

| 番号                | 実施項目   | 担当部分科会 |      |      |  |
|-------------------|--|--------|------|------|--|
| 30                | 事業系ごみの減量化の推進   | 環境部分科会 |      |      |  |
| 実施項目の内容<br>(現状など) | 事業系ごみの減量化を図るため、事業所に対して分別排出の依頼文書を送付し、立入調査を実施して、分別排出の指導を行い、減量化を推進する。また、16年度から行っている紙ごみの資源化の指導で、17年度からは国・府の出先機関、保育所、ドラッグストア、ホームセンター、金融機関等に対して分別指導を行い、減量化を推進している。   |        |      |      |  |
| 目標等               | 事業所から排出されるごみの量を調査し、ごみの減量や分別排出について指導する。月量2.5トン以上の多量排出事業所44社、及び中規模の事業所(ドラッグストア、ホームセンター、証券会社、金融機関、生命・損害保険会社等)93社に対して、紙類の再資源化を調査し、紙類を焼却ごみに入れないことにより減量化を図れる。また、市内各駅周辺の商店街(488店)に排出袋の透明化を指導して、分別を促進し減量化を図れる。 |        |      |      |  |
| 実施効果              | ごみの分別排出によりごみの資源化、減量化を推進する。   |        |      |      |  |
| 内 容               | 実 施 時 期  |        |      |      |  |
|                   | 18年度   | 19年度   | 20年度 | 21年度 |  |
| 多量排出事業所等への指導      | 実施   |        |      |      |  |
| 各駅周辺の商店街に分別の指導    | 実施   |        |      |      |  |
|                   |  |        |      |      |  |
|                   |  |        |      |      |  |
|                   |  |        |      |      |  |
|                   |  |        |      |      |  |
|                   |  |        |      |      |  |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 6 市民公益活動との連携について

| 番号                     | 実施項目  | 担当部分科会 |      |      |      |
|------------------------|---|--------|------|------|------|
| ( )31                  | ペットボトルの分別収集   | 環境部分科会 |      |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など)      | 平成7年に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する条例」が制定され、容器包装廃棄物の回収リサイクルシステムを確立するために、お茶、ジュース、調味料等のペットボトル容器を市内のスーパーなど37箇所に拠点回収ボックスを設置している。                |        |      |      |      |
| 目標等                    | 平成19年度から阪南2区の新工場のリサイクルプラザが供用開始するので、拠点回収を止めて一般家庭ごみ収集と同様にステーション方式で収集し、繊維製品等の再商品化に推進する。  |        |      |      |      |
| 実施効果                   | 現在、拠点回収として主に37箇所のスーパー等の店頭回収を実施しており、平成15年度75トン、平成16年度70トン繊維製品等の再商品化するため事業者に収集委託している。これを一般家庭に直接収集すると廃プラスチックに混在していたペットボトルが再商品化を推進することができる。 |        |      |      |      |
| 内 容                    |   | 実施時期   |      |      |      |
|                        |   | 18年度   | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
| ペットボトルをステーション方式による分別回収 |   | 検討 →   | 実施 → |      |      |
| .....                  |   |        |      |      |      |
| .....                  |   |        |      |      |      |
| .....                  |   |        |      |      |      |
| .....                  |   |        |      |      |      |
| .....                  |   |        |      |      |      |
| .....                  |   |        |      |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 6 市民公益活動との連携について

| 番号                | 実施項目   | 担当部分科会 |      |      |      |
|-------------------|--|--------|------|------|------|
| 32                | 一般家庭ごみの減量化   | 環境部分科会 |      |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など) | 平成14年7月に一般家庭ごみの一部有料化を実施した時は、前年比22%減量になったが、15年度、16年度、17年度は微減状態で、今後、より減量化を図っていくためには、「無料ごみ処理券」の配布枚数の削減又は指定袋制を廃棄物減量等推進審議会に諮る。  |        |      |      |      |
| 目標等               | <p>現状では、無料ごみ処理券の配布枚数の範囲までは、減量インセンティブが働かない、配布枚数を削減する事によって、シールが不足して購入しなければならないと言う経済的インセンティブが働き、減量化を推進するため、ごみの排出抑制に努めるようになる。また、ごみの減量化に積極的に取り組む市民は、そうでない市民に比べて処理費用が軽くなるという費用負担の公平化(指定袋制)につなげ、一般家庭ごみの減量化に取り組む。</p> <p>実施年度20年度の減量目標は13年度一般家庭ごみ一部有料化実施前の一般家庭ごみ排出量の25%減が目標である。13年度排出量56,314,715kg × 0.75 = 42,236,036kg(目標数値)・16年度排出量43,303,680kgからあと2.47%の減量化を目標とする。</p> |        |      |      |      |
| 実施効果              | ごみの減量化   |        |      |      |      |
| 内 容               |  | 実施時期   |      |      |      |
|                   |  | 18年度   | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
| 一般家庭ごみの減量化の推進     |  | 検 討    | →    | 実 施  | →    |
| .....             |  |        |      |      |      |
| .....             |  |        |      |      |      |
| .....             |  |        |      |      |      |
| .....             |  |        |      |      |      |
| .....             |  |        |      |      |      |
| .....             |  |        |      |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 6 市民公益活動との連携について

| 番号                     | 実施項目   | 担当部分科会   |      |      |
|------------------------|--|----------|------|------|
| 33                     | 公民館管理運営のあり方の検討   | 生涯学習部分科会 |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など)      | 住民の身近な学習・交流の場として、公民館・青少年会館がある。現在、24小学校区に19の公民館・青少年会館が存在する。また、3市民センター内の公民館を拠点館と位置付けて、公民館事業における市立公民館の一極集中型から、拠点館にも分散した事業展開が図られ、より地域に密着した公民館・コミュニティづくりが進められている。 |          |      |      |
| 目標等                    | 生涯学習計画に沿って、市民ニーズ、地域の実情を把握し、生涯学習施設として指定管理者制度を視野に入れ、体制を整える。  |          |      |      |
| 実施効果                   | 地域に密着した地域主体の公民館運営を推し進めることにより、住民自治の向上や確立がさらに期待できる。  |          |      |      |
| 内 容                    | 実 施 時 期  |          |      |      |
|                        | 18年度   | 19年度     | 20年度 | 21年度 |
| 指定管理者制度を視野に入れた公民館の管理運営 | 検討 →   | 実 施      | →    | →    |
| 各種事業のあり方               | 検 討  | →        | 実 施  | →    |
|                        |  |          |      |      |
|                        |  |          |      |      |
|                        |  |          |      |      |
|                        |  |          |      |      |
|                        |  |          |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 7 電子自治体構築の推進について

| 番号                                      | 実施項目   | 担当部分科会   |      |      |
|---|--|----------|------|------|
| 34                                      | 庁内LANの活用   | 企画調整部分科会 |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など)                       | <p>電子自治体実現のため庁内の基盤整備を引き続き推進するとともに、情報の電子化及び共有化により、事務事業の効率化・高度化を図る。また、情報資産の安全性を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内ネットワークの再構築</li> <li>・総合行政ネットワーク(LGWAN)の活用</li> <li>・LANシステムの活用</li> <li>・パソコンの整備拡充</li> <li>・システム更新及び新規システムの導入</li> <li>・情報セキュリティポリシーの適正な運用</li> </ul>  |          |      |      |
| 目標等                                     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 庁内ネットワークの再構築<br/>ネットワーク基幹機器の更新、新規管理サーバの導入</li> <li>2. 総合行政ネットワーク(LGWAN)の活用<br/>組織認証基盤の運用、公的個人認証システムの活性化、公文書交換システムの活用</li> <li>3. 事務用LANシステムの活用<br/>グループウェアのバージョンアップ、文書管理システム及び統合型地理情報システムの効率的な運用</li> <li>4. パソコンの整備拡充<br/>パソコンの増設及び更新(必要台数約800台)</li> <li>5. 新規システムの検討及び導入<br/>セキュリティーシステムの構築、電子決裁システムの検討</li> <li>6. 情報セキュリティポリシーの適正な運用<br/>情報セキュリティポリシー実施手順の作成、情報セキュリティ監査の実施</li> </ol> |          |      |      |
| 実施効果                                    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各システムや機器の導入及び更新により、職員の利活用が促進されるとともに、ネットワーク障害及びシステム障害が防止され、行政事務の正確性・効率化が図られる。</li> <li>2. 情報セキュリティポリシーを適正に運用することにより、本市が保有する情報資産の安全性が確保される。</li> </ol>   |          |      |      |
| 内 容                                     | 実施時期   |          |      |      |
|   | 18年度   | 19年度     | 20年度 | 21年度 |
| 庁内ネットワークの再構築および不正侵入の検知等、情報セキュリティシステムの導入 | 実施   |          |      |      |
| OA情報系パソコンの新設(総設置台数約800台)および更新           | 実施   |          |      |      |
| 情報セキュリティ監査                              | 実施   |          |      |      |
| 各課における公文書交換システム及び統合型地理情報システムの利用促進       | 経 常  |          |      |      |
| 文書管理システムを見直すとともに、電子決裁システムの検討            | 実施   |          |      |      |
| 組織認証基盤の見直しを行うとともに、各課におけるLGWANの利用を促進     | 実施   |          |      |      |

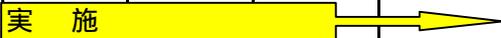
# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 7 電子自治体構築の推進について

| 番号                | 実施項目   | 担当部分科会   |      |      |      |
|-------------------|--|----------|------|------|------|
| 35                | 電子申請手続きの整備   | 企画調整部分科会 |      |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など) | 住民と行政との間で行われる申請・届出等の行政手続きを、電子署名を利用しインターネットによる電子媒体でも可能とする電子申請システムを構築することにより、住民の利便性の向上を図る。   |          |      |      |      |
| 目標等               | 近隣自治体の動向を勘案し、大阪電子自治体推進協議会が主体となって開発している汎用型電子申請システムを基本とした電子申請システムを構築する。  |          |      |      |      |
| 実施効果              | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市民が自宅や職場に居ながらいつでもインターネットを通じて申請等ができるシステムを構築することにより、市民の利便性が向上される。</li> <li>2. 申請等の受付事務を簡素化・統一化することにより、行政事務が効率化される。</li> <li>3. 申請等の受付事務が電子化されることにより、検索や統計処理等のスピードアップが実現する。</li> <li>4. 総合行政ネットワークの活性化につながる。</li> </ol> |          |      |      |      |
| 内 容               |  | 実施時期     |      |      |      |
|                   |  | 18年度     | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
| 電子申請システムの導入       |  | 着 手      |      |      |      |
| .....             |  |          |      |      |      |
| .....             |  |          |      |      |      |
| .....             |  |          |      |      |      |
| .....             |  |          |      |      |      |
| .....             |  |          |      |      |      |
| .....             |  |          |      |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 7 電子自治体構築の推進について

| 番号   | 実施項目  | 担当部分科会   |      |      |      |
|--|---|--|------|------|------|
| ( )36  | レガシーシステム(注)の刷新調査・研究   | 企画調整部分科会   |      |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など)  | 昭和59年4月の行政事務の電子計算処理開始後21年が経過し、市民サービスの向上と事務の効率化に一定の成果をあげているが、レガシーシステムの弊害として、特定業者への長期の随意契約による運用経費の高コスト化と共に、度重なる制度改革等による改修によりシステム全体が複雑化してきている。また、電子申請などに代表される電子自治体への対応に困難な面がある。今後、岸和田市として電算処理システムが如何にあるべきかを調査研究する。 |  |      |      |      |
| 目標等  | 電算処理運用経費の削減。<br>業務の抜本的な改革と組織の生産性向上(システムに合わせた業務内容の見直し)<br>電子自治体構築に向けた柔軟なシステムの構築  |  |      |      |      |
| 実施効果   | 現行の大型汎用コンピュータのシステムは特定業者の独自技術が使われており、これをオープンシステムに置き換え、あるいは共同アウトソーシングする事によって競争原理の導入が可能となり、業務内容の抜本的な改革と一体で行うことにより、運用経費の削減が見込まれる。また、オープンシステムはインターネット等のネットワーク技術との親和性が高く、電子申請などに柔軟な対応が可能で住民サービスの更なる向上が見込まれる。          |  |      |      |      |
| 内 容  |   | 実施時期   |      |      |      |
|  |   | 18年度   | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
| レガシーシステムの刷新基本計画の策定   |   |  |      |      |      |
| <p>(注)「レガシーシステム」とは、時代遅れとなった古いシステムのことを一般的に指します。レガシーシステムに係る問題は、業務の継続性を重視し過ぎるあまり、巨大なシステムが長年にわたり非競争環境に置かれてきたこと。また、その支出の大半がシステムの維持運営に費やされ、効率性に関する十分な検証がなきまま、拡充されてきたことにあります。導入当時には、最先端の技術を活用して構築されていますが、情報技術の進歩はめざましく、新たな技術の採用によって、より費用対効果の高い情報システムを再構築することが必要となっています。</p> |   |  |      |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 8 財政の健全化について

| 番号                | 実施項目  | 担当部分科会   |      |      |      |
|-------------------|---|--|------|------|------|
| ( )37             | 指定管理者制度の導入  | 関係部(企画調整部)分科会  |      |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など) | <p>平成17年3月「公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」を策定。</p> <p>平成18年4月時点では、指定管理者17施設、直営29施設となる。</p>   |  |      |      |      |
| 目標等               | <p>直営29施設について、引き続き指定管理者制度への移行を検討。<br/>指定管理者とする17施設についても指針にあるとおり原則公募での選定へむけて検討。</p> <p>指定管理者制度の目的である住民サービスの向上、経費の削減のみならず、地域との協働に向けた団体の育成等も進める。</p> |  |      |      |      |
| 実施効果              | 住民サービスの向上と経費の削減および協働等の推進。   |  |      |      |      |
| 内 容               |   | 実 施 時 期  |      |      |      |
|                   |   | 18年度   | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
| 直営施設の指定管理者への移行    |   | 検 討  |      |      |      |
| 指定管理者を公募に移行       |   | 検 討  |      |      |      |
|                   |   |  |      |      |      |
|                   |   |  |      |      |      |
|                   |   |  |      |      |      |
|                   |   |  |      |      |      |
|                   |   |  |      |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 8 財政の健全化について

| 番号                | 実施項目  | 担当部分科会        |      |      |      |
|-------------------|---|---------------|------|------|------|
| ( )38             | 業務の民間委託(アウトソーシング)の検討  | 関係部(企画調整部)分科会 |      |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など) | 庁舎清掃や警備・受付業務などは委託し、学校給食や公立保育所の一部民間委託化について検討を進めているが、スリムな組織、民間のノウハウの活用など、効率の高い行政運営を目指し、業務の民間委託(アウトソーシング)について検討する。 |               |      |      |      |
| 目標等               | アウトソーシングについて庁内の意見をまとめ、費用対効果、住民サービスなどを基準に、全庁的に委託化・嘱託化が可能な業務があるかどうか調査・研究し、実施する。                                   |               |      |      |      |
| 実施効果              | 実施状況により測定する(指標としては新規委託による効果額)。  |               |      |      |      |
| 内 容               |   | 実 施 時 期       |      |      |      |
|                   |   | 18年度          | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
| 業務の民間委託           |   | 検討            | →    | 実施   | →    |
|                   |   |               |      |      |      |
|                   |   |               |      |      |      |
|                   |   |               |      |      |      |
|                   |   |               |      |      |      |
|                   |   |               |      |      |      |
|                   |   |               |      |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 8 財政の健全化について

| 番 号               | 実 施 項 目   | 担当部分科会        |      |      |      |
|-------------------|---|---------------|------|------|------|
| ( )39             | 第3セクター等の見直し   | 関係部(企画調整部)分科会 |      |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など) | <p>第3セクターは、市の施策と密接に連携しながら公共サービスの提供主体の一つとして重要な役割を担ってきたが、社会環境等の変化により、取り巻く状況は大変厳しくなっている。さらに、地方自治法の改正により、指定管理者制度が導入され、公の施設の管理に関して、民間事業者の参入も可能になったことから、公の施設の管理を受託しているセクターにとっては、事業基盤に大きく影響するものであり、抜本的な見直しが必要になってきている。</p> <p>100%出資法人<br/>           (財)公園緑化協会            (財)文化財団            (財)中小企業振興会<br/>           第3セクター<br/>           (株)ステーションパーキング岸和田(出資率51%)<br/>           関与法人<br/>           (株)テレビ岸和田(出資率24%)            岸和田駐車場(株)(出資率18.83%)<br/>           岸和田港湾都市(株)(出資率12%)</p> |               |      |      |      |
| 目標等               | 第3セクター等の役割等を再検討し、市の関与のあり方について抜本的な見直しを図る。  |               |      |      |      |
| 実施効果              | 設立目的を概ね達しているものや健全経営が見込まれないものについては、見直すことにより新たな財政支出を抑える。  |               |      |      |      |
| 内 容               |   | 実 施 時 期       |      |      |      |
|                   |   | 18年度          | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
| 第3セクター等のあり方の見直し   |   | 実 施           |      |      |      |
| .....             |   |               |      |      |      |
| .....             |   |               |      |      |      |
| .....             |   |               |      |      |      |
| .....             |   |               |      |      |      |
| .....             |   |               |      |      |      |
| .....             |   |               |      |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 8 財政の健全化について

| 番号                          | 実施項目  | 担当部分科会 |      |      |
|-----------------------------|---|--------|------|------|
| ( )40                       | 土地開発公社の経営健全化  | 総務部分科会 |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など)           | <p>第1次健全化計画(平成13年度～17年度)に基づき、公共用地先行取得等事業債の弾力的運用を活用し、30億円程度減額できたが、更なる健全化計画を策定し、減額する。</p> <p>平成16年度収支額 63,202千円<br/>           累積額 121,578千円<br/>           負債合計 13,734,807千円(うち固定負債 13,655,715千円)<br/>           債務保証額 13,655,715千円</p> <p>&lt;詳細&gt;<br/>           筆・ヶ所 24カ所<br/>           総面積 122,169.12㎡<br/>           帳簿価格 13,850,402千円</p> |        |      |      |
| 目標等                         | 第2次健全化計画(平成18年度～22年度)において、86億円程度の減額を図る。   |        |      |      |
| 実施効果                        | 地方債措置の活用によって、先行取得用地の再取得を早急に図りながら、抜本的な経営の健全化(長期保有土地の簿価総額の縮減)に取り組む。   |        |      |      |
| 内 容                         | 実 施 時 期   |        |      |      |
|                             | 18年度  | 19年度   | 20年度 | 21年度 |
| 第2次健全化計画(平成18年度～22年度)による買戻し | 実 施   |        |      |      |
|                             |   |        |      |      |
|                             |   |        |      |      |
|                             |   |        |      |      |
|                             |   |        |      |      |
|                             |   |        |      |      |
|                             |   |        |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 8 財政の健全化について

| 番号  | 実施項目  | 担当部分科会 |      |      |
|---|---|--------|------|------|
| 41  | 予算編成システムの再構築  | 総務部分科会 |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など)   | 予算編成における庁内分権を推進するため、予算主管課への枠配分等を実施する。   |        |      |      |
| 目標等   | <p>新システムによる予算編成とする<br/>                     &lt; 予算の枠配分(注1) &gt;<br/>                     従来の積み上げ型予算編成手法を改める。<br/>                     予算主管課の視点を活用した効率的な予算編成を目指す。<br/>                     原課に対し、予算編成及び執行に関する責任意識の醸成と士気の高揚を図る。</p> <p>&lt; 新価値創造方式(注2) &gt;<br/>                     効果額を生み出した手法に注目し、予算の執行段階での経費節減や財源確保を生み出した場合には、効果額の一定額を配分する。</p> |        |      |      |
| 実施効果  | 平成18年度予算編成においても、引き続き枠配分予算、新価値創造方式を取り入れ、予算編成の自主性を促し、事務事業の見直し等により、生み出した効果額を有効活用できる。   |        |      |      |
| 内 容   | 実 施 時 期   |        |      |      |
|   | 18年度  | 19年度   | 20年度 | 21年度 |
| 予算の枠配分  | 経 常   |        |      |      |
| 新価値創造方式   | 経 常   |        |      |      |
| <p>(注1) 予算の枠配分<br/>                     予算主管課の視点を活用した効率的な予算編成を目指すため、経常的な管理的経費については、事業単位、節ごとに積算し、予算主管課の当該予算枠とします。<br/>                     予算主管課の予算見積りについては、課の全体配分枠を上回らない限り、原則認めています。</p> <p>(注2) 新価値創造方式<br/>                     事務事業を行う際の工夫や見直しにより、予算の節減が図られる場合、その節減額を当該年度あるいは翌年度の2カ年にわたって活用することを認めています。<br/>                     これにより、コスト意識を持ち、これまで以上に様々な知恵を出し合い事務事業を進めるうえでの工夫を重ねることで、より効率的な行政運営をめざします。</p> |   |        |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 8 財政の健全化について

| 番号                | 実施項目  | 担当部分科会 |      |      |
|-------------------|---|--------|------|------|
| 42                | 公債管理ガイドラインの策定   | 総務部分科会 |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など) | <p>後年度の財政負担を軽減させるとともに、財政構造の弾力性を高めるため、地方債残高の削減を図る。</p> <p>(一般会計)</p> <p>平成16年度末現在高 87,196,444千円 うち国の施策に基づく補填的地方債 15,514,455千円</p> <p style="text-align: right;">うち府債 5,101,982千円</p> <p>平成17年度元金償還金 7,430,500千円 うち借換債分 742,200千円</p> <p style="text-align: right;">うち繰上償還分 56,036千円</p> <p>平成17年度新規借入分 4,659,200千円 うち補填的地方債 2,202,900千円</p> <p>平成17年度末現在高見込み額 84,425,144千円</p> |        |      |      |
| 目標等               | <p>類似団体等との比較において地方債残高を適正水準に管理する。</p> <p>地方債現在倍率(標準財政規模に対する指標)を用いて、府内各市との比較において、地方債残高を適正水準に管理する。</p> <p>過去の高利率の起債(府貸)の繰上償還をし、後年度の金利負担を減らすとともに、建設事業を抑制することで新発債の抑制に努める。</p>  |        |      |      |
| 実施効果              | 公債費を減額し、公債費負担比率を下げるにより健全財政を目指すことができる。   |        |      |      |
| 内 容               | 実 施 時 期   |        |      |      |
|                   | 18年度  | 19年度   | 20年度 | 21年度 |
| 高利既発債の減少          | 実 施   |        |      |      |
| 新発債の発行を抑制         | 実 施   |        |      |      |
|                   |   |        |      |      |
|                   |   |        |      |      |
|                   |   |        |      |      |
|                   |   |        |      |      |
|                   |   |        |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 8 財政の健全化について

| 番号                | 実施項目  | 担当部分科会   |      |      |      |
|-------------------|---|--|------|------|------|
| 43                | 中・長期財政計画の策定   | 総務部分科会   |      |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など) | <p>財政推計により見込まれる財源不足への対応として、財政健全化3ヵ年アクションプラン(平成13～15年度)、及び新行財政改革実施計画(平成15～17年度)に取り組んできた。平成17年度、時点修正後の収支見通しにおいて、平成19年度以降なお、財源不足が見込まれる。</p>                  |  |      |      |      |
| 目標等               | <p>新行財政改革大綱に沿った第2次新行財政改革(平成18～21年度)の策定により、中・長期的な観点から、安定した財政運営を図る。</p> <p>企画・財政・事業の各部門が緊密な連携のもと、行政評価システム等の活用を図り、施策・事務事業の優先順位を検討のうえ、中・長期の視点に立った財政運営を図る。</p> |  |      |      |      |
| 実施効果              | <p>行財政改革を推進するとともに、事務事業を見直すことにより、安定した財政運営を目指す。</p>   |  |      |      |      |
| 内 容               |   | 実施時期   |      |      |      |
|                   |   | 18年度   | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
| 財政推計の時点修正を作成・公表   |   | <p>実施 </p> |      |      |      |
| .....             |   |  |      |      |      |
| .....             |   |  |      |      |      |
| .....             |   |  |      |      |      |
| .....             |   |  |      |      |      |
| .....             |   |  |      |      |      |
| .....             |   |  |      |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 8 財政の健全化について

| 番号                | 実施項目  | 担当部分科会  |      |      |      |
|-------------------|---|---|------|------|------|
| 44                | 企業会計特別会計の繰出基準の見直し                                     | 総務部分科会  |      |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など) | 独立採算の原点に立ち返り、企業会計及び特別会計への繰出基準を見直す。                    |   |      |      |      |
| 目標等               | 各企業会計・各特別会計の本来のあり方、一般会計との関わり方を再確認し、基準外繰出を抑える          |   |      |      |      |
| 実施効果              | 企業会計については、独立採算の原則を踏まえ、基準外繰出を抑制することにより、一般会計の財政負担を軽減する。 |   |      |      |      |
| 内 容               |   | 実 施 時 期   |      |      |      |
|                   |   | 18年度  | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
| 繰出基準の見直し          |   | 実 施  |      |      |      |
| .....             |   |   |      |      |      |
| .....             |   |   |      |      |      |
| .....             |   |   |      |      |      |
| .....             |   |   |      |      |      |
| .....             |   |   |      |      |      |
| .....             |   |   |      |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 8 財政の健全化について

| 番号                | 実施項目   | 担当部分科会     |      |      |  |
|-------------------|--|------------|------|------|--|
| 45                | 補助金の見直し  | 総務部・関係部分科会 |      |      |  |
| 実施項目の内容<br>(現状など) | <p>財政健全化アクションプランにおいて平成13年度に一律2割カットしているが、行政の責任において保護・奨励すべきもの(施策的要素が強い補助金)、公民が協働して行うもの、各種団体が主体的・自主的に行うものなどに区別する必要がある。</p> <p>平成17年度 当初予算 団体に対する補助金 66件 276,245千円<br/>事業に対する補助金 61件 596,044千円</p> |            |      |      |  |
| 目標等               | <p>補助金・負担金について、その必要性を再検討し、行政目的と行政効果等の面から最も効果的な執行を図る。団体補助については、補助目的を精査し、事業補助金への転換を図るとともに、事業への関与についても、その要否及び程度を見直す。</p>  |            |      |      |  |
| 実施効果              | <p>補助目的及び事業効果を把握することで、その必要性を再検討し、行政が行うもの、公民が協働して行うもの、民間が自主的に行うもの等に区別することにより、より効率的な執行が可能となる。</p>  |            |      |      |  |
| 内 容               | 実 施 時 期  |            |      |      |  |
|                   | 18年度   | 19年度       | 20年度 | 21年度 |  |
| 補助金の見直し           |    |            |      |      |  |
|                   |  |            |      |      |  |
|                   |  |            |      |      |  |
|                   |  |            |      |      |  |
|                   |  |            |      |      |  |
|                   |  |            |      |      |  |
|                   |  |            |      |      |  |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 8 財政の健全化について

| 番号                | 実施項目  | 担当部分科会     |      |      |  |
|-------------------|---|------------|------|------|--|
| 46                | 保有地の処分  | 総務部・関係部分科会 |      |      |  |
| 実施項目の内容<br>(現状など) | 普通財産について、現在までに不用地処分は達成しており、残りは府・町会等に貸付している状況にある。今は、行政財産から出てきた不用地について、保有地処分等検討委員会の答申に基づき、売却可能と判断された不用地をその都度公売している。 |            |      |      |  |
| 目標等               | 売却可能と判断された市有物件を売却して、歳入を確保する。  |            |      |      |  |
| 実施効果              | 売却代金を、公有土地売払収入として一般会計に入れる。  |            |      |      |  |
| 内 容               | 実 施 時 期   |            |      |      |  |
|                   | 18年度  | 19年度       | 20年度 | 21年度 |  |
| 保有地の処分            |                               |            |      |      |  |
|                   |   |            |      |      |  |
|                   |   |            |      |      |  |
|                   |   |            |      |      |  |
|                   |   |            |      |      |  |
|                   |   |            |      |      |  |
|                   |   |            |      |      |  |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 8 財政の健全化について

| 番号                | 実施項目   | 担当部分科会 |      |      |
|-------------------|--|--------|------|------|
| 47                | ごみ収集の民間委託化方途の検討  | 環境部分科会 |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など) | 一般家庭ごみについては、85%民間委託、残り15%は30人体制で直営収集している。廃プラスチック、缶・ビンも同様。粗大ゴミは全て直営で収集している。                                 |        |      |      |
| 目標等               | 一般家庭ごみ収集の民間委託化を推進し、経費の削減に努める。  |        |      |      |
| 実施効果              | 単純に人件費と委託料で計算すると年間、直営...人件費9,192,075円/人×15名=137,881千円。委託...1,123円/件×6,000件×12月=80,856千円。差し引き57,025千円の減となる。 |        |      |      |
| 内 容               | 実 施 時 期  |        |      |      |
|                   | 18年度   | 19年度   | 20年度 | 21年度 |
| 一般家庭ごみ収集の民間委託化の推進 |  |        |      |      |
|                   |  |        |      |      |
|                   |  |        |      |      |
|                   |  |        |      |      |
|                   |  |        |      |      |
|                   |  |        |      |      |
|                   |  |        |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 8 財政の健全化について

| 番号                | 実施項目  | 担当部分科会   |      |      |
|-------------------|---|----------|------|------|
| 48                | 市立保育所の整備及び民間活力の導入   | 児童福祉部分科会 |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など) | 一部民間活力を導入し、老朽化した市立保育所の整備を図ることにより、児童の保育環境の改善を図るとともに、地域の子育て支援施設としての役割を明確にすることを目的として、平成15年度に市立保育所整備計画検討委員会を設置し、施設整備の箇所、整備の方法、民間活力の導入手法等について検討した。   |          |      |      |
| 目標等               | <p>市立保育所整備計画検討委員会で検討した結果、八木南保育所(定員120名)と桜ヶ丘保育所(定員90名)の2園を統廃合し、市立保育所1園を新設、地域子育て支援センターを併設するとともに、定員の減少分の確保と待機児童解消のため、民間保育所1園を新設する。</p> <p>新設保育園は、平成19年4月、150名定員で開園を目指す。新設する民間保育所についても、同時期に120名定員(予定)で開園を目指し、法人と調整しながら事業を進める</p> <p>市立保育所1園の建替え(定員増)を行い、他の市立保育所1園を民営化する。</p> <p>平成20年4月の開園を目指す。民営化予定園については、平成20年4月にスムーズに民営化に移行できるよう、調整していくを計画。</p> <p>平成17年度で のための基本設計委託料(2,000千円)を予算計上。<br/>また、調理用務員の退職に伴う補充はせず、臨時職員で対応。</p> |          |      |      |
| 実施効果              | 統廃合や民営化等に伴う経費の減   |          |      |      |
| 内 容               | 実 施 時 期   |          |      |      |
|                   | 18年度  | 19年度     | 20年度 | 21年度 |
| 市立保育所への民間活力の導入    | 実 施   |          |      |      |
| 市立保育所の整備          | 検 討   |          |      |      |
|                   |   |          |      |      |
|                   |   |          |      |      |
|                   |   |          |      |      |
|                   |   |          |      |      |
|                   |   |          |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 8 財政の健全化について

| 番号                    | 実施項目  | 担当部分科会 |      |      |
|-----------------------|---|--------|------|------|
| ( )49                 | 水道業務の民間委託   | 水道局分科会 |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など)     | <p>現在、営業課料金担当が行っている水道料金滞納者に対する徴収・給水停止業務ならびに窓口対応・電話での開閉栓等受付業務を民間業者に委託する。</p> <p>検針業務、集金業務を水道局個別の個人委託契約から民間業者委託に変更する。</p> |        |      |      |
| 目標等                   | <p>人件費の節減及び未収金収納率の向上</p> <p>検針・集金業務の民間業者への委託による経費の削減</p>  |        |      |      |
| 実施効果                  | <p>料金担当業務の民間委託により節減効果が見込まれる。また、滞納未収金の収納率の向上が図られる。</p> <p>検針・集金業務の委託料の節減が見込まれる</p>                                       |        |      |      |
| 内 容                   | 実 施 時 期   |        |      |      |
|                       | 18年度  | 19年度   | 20年度 | 21年度 |
| 水道料金等徴収・収納業務の民間業者への委託 | 実 施   | →      | →    | →    |
| 水道料金等集金・検針業務の民間業者への委託 | 実 施   | →      | →    | →    |
| 更なる委託等による経費節減         | 検 討   | →      | →    | →    |
|                       |   |        |      |      |
|                       |   |        |      |      |
|                       |   |        |      |      |
|                       |   |        |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 8 財政の健全化について

| 番 号               | 実 施 項 目  | 担 当 部 分 科 会  |      |      |      |
|-------------------|--|--|------|------|------|
| 50                | 病院給食の業務委託の拡大検討   | 市民病院分科会  |      |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など) | 平成7年から給食の調理業務の委託化を進め、1日平均810食(1日3食)のうち、職員は特別食、委託業者は一般食を担当(職員・業者の割合は半々程度)している。正職員は11名(欠員3名)、委託業者からの派遣はアルバイト・パートを合わせ20人程度で、交替制で朝食:7時半、昼食:正午、夕食:6時の調理及び洗浄業務を担当している。 |  |      |      |      |
| 目標等               | 職員数を削減し、適正な人員配置をする。  |  |      |      |      |
| 実施効果              | 実施状況により測定する  |  |      |      |      |
| 内 容               |  | 実 施 時 期  |      |      |      |
|                   |  | 18年度   | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
| 職員数の見直しによる適正配置    |  | <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="margin-right: 5px;">実 施</span>  </div> |      |      |      |
|                   |  |  |      |      |      |
|                   |  |  |      |      |      |
|                   |  |  |      |      |      |
|                   |  |  |      |      |      |
|                   |  |  |      |      |      |
|                   |  |  |      |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 8 財政の健全化について

| 番号                | 実施項目   | 担当部分科会   |      |      |      |
|-------------------|--|--|------|------|------|
| 51                | 学校・園管理委託業務の見直し   | 教育総務部分科会   |      |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など) | <p>現在、施設の警備は機械警備と巡回機動警備により実施しているが、平成15年度において、小学校(24校)・併設幼稚園(14園)の警備方法を見直すことにより、8,513千円の節減することができ、平成16年度においては、11,849千円が節減が可能になった。</p> <p>学校・園の施設・設備の維持管理のため委託している法定業務、警備業務、設備の点検・保守業務などについて、費用対効果等の観点から検討する中で、中学校(11校)及び独立幼稚園(9園)の警備業務について見直しを図る。</p> |  |      |      |      |
| 目標等               | <p>中学校において17年度より3,650千円 独立幼稚園において17年度より2,436千円節減を図る。</p> <p>平成18年度入札年に当たる中学校及び独立幼稚園の警備方法を見直し、8月から警備機器の充実を図るとともに、巡回機動警備を廃止することにより経費節減を図る。18年度6,086千円の節減を図る。</p> <p>平成19年度から、中学校(11校)・独立幼稚園(9園)合わせて9,130千円の節減をはかる。</p>                                 |  |      |      |      |
| 実施効果              | <p>中学校及び独立幼稚園の警備方法を見直し、警備機器の充実を図るとともに、巡回機動警備を廃止することにより経費節減を図る</p>  |  |      |      |      |
| 内 容               |  | 実施時期   |      |      |      |
|                   |  | 18年度   | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
| 警備方法等の見直し         |  |  |      |      |      |
| .....             |  |  |      |      |      |
| .....             |  |  |      |      |      |
| .....             |  |  |      |      |      |
| .....             |  |  |      |      |      |
| .....             |  |  |      |      |      |
| .....             |  |  |      |      |      |

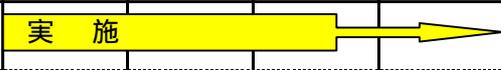
# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 8 財政の健全化について

| 番号                | 実施項目  | 担当部分科会  |      |      |      |
|-------------------|---|---|------|------|------|
| 52                | 小学校給食の委託化の推進  | 教育総務部分科会  |      |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など) | 現在、小学校24校において自校調理方式で学校給食を実施。対象児童は13,259名、給食実施回数は年間189回。<br>給食調理員は正規職員75名の他、非常勤嘱託等9名、計84名。                           |   |      |      |      |
| 目標等               | 学校給食業務のうち、献立作成及び食材購入は現行どおり直営で行い、調理及び洗浄業務について民間委託して、運営経費の節減を図る。<br>委託校での実施状況や未実施の小学校の施設・設備の状況や職員の配置等を検討しながら、順次委託化を図る |   |      |      |      |
| 実施効果              | 給食調理員(正規職員)の退職者不補充による人件費の節減と民間委託することにより運営経費の縮減による財政効果を見込んでいる。   |   |      |      |      |
| 内 容               |   | 実施時期  |      |      |      |
|                   |   | 18年度  | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
| 小学校給食の委託化の推進      |   | 実 施  |      |      |      |
| .....             |   |   |      |      |      |
| .....             |   |   |      |      |      |
| .....             |   |   |      |      |      |
| .....             |   |   |      |      |      |
| .....             |   |   |      |      |      |
| .....             |   |   |      |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 8 財政の健全化について

| 番号                | 実施項目  | 担当部分科会   |      |      |      |
|-------------------|---|--|------|------|------|
| ( )53             | 学校校務員のあり方の検討  | 教育総務部分科会   |      |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など) | 平成15年・平成16年には、アクションプランに基づき、9名を削減し、グループ(ブロック)による連絡業務・共同作業を実施し、効率化を図っている。さらに業務内容について、現状を検証し効果的な業務運営に向け検討する。 |  |      |      |      |
| 目標等               | 業務内容・配置基準等を見直し、一層の効率化を図り、経費の縮減に取り組む。  |  |      |      |      |
| 実施効果              | 業務内容・配置基準等を見直し、効果的な業務運営を行うことにより、経費の削減を図る。   |  |      |      |      |
| 内 容               |   | 実施時期   |      |      |      |
|                   |   | 18年度   | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
| 業務内容・配置基準等の見直し    |   |  |      |      |      |
| .....             |   |  |      |      |      |
| .....             |   |  |      |      |      |
| .....             |   |  |      |      |      |
| .....             |   |  |      |      |      |
| .....             |   |  |      |      |      |
| .....             |   |  |      |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 8 財政の健全化について

| 番号                 | 実施項目  | 担当部分科会   |      |      |
|--------------------|---|----------|------|------|
| 54                 | 市民プール・スポーツ施設のあり方の検討   | 生涯学習部分科会 |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など)  | 加守小体育館や市民プール(中央公園プールを除く)について、老朽化している施設もあるが、市民の多様なスポーツ要求に対する対応や、行政としてのスポーツ人口の拡充を図る観点や効率性・経済性の観点も併せスポーツ施設のあり方を検討する。 |          |      |      |
| 目標等                | 体育館の効率的な管理運営を検討する。市民プールは引き続き課題を整理し、関係者と協議する。  |          |      |      |
| 実施効果               | 実施状況により測定する   |          |      |      |
| 内 容                | 実 施 時 期   |          |      |      |
|                    | 18年度  | 19年度     | 20年度 | 21年度 |
| 加守小体育館の閉鎖についての地元協議 | 実施 →  |          |      |      |
| 市民プールの課題の整理        |   | 実施 →     |      |      |
| 市民プールの再配置計画(案)の作成  |   |          | 実施 → |      |
|                    |   |          |      |      |
|                    |   |          |      |      |
|                    |   |          |      |      |
|                    |   |          |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 8 財政の健全化について

| 番号                | 実施項目  | 担当部分科会   |      |      |      |
|-------------------|---|--|------|------|------|
| ( )55             | 教育キャンプ場運営事業の見直し   | 生涯学習部分科会   |      |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など) | <p>自然の中で正しい野外活動のあり方を指導するとともに、仲間づくりや集団生活の場として、また、青少年の健康増進と情操の高揚をはかる目的で教育キャンプ場を開設している。場所は、岸和田市観光振興協会が管理・運営している牛滝温泉やすらぎ荘キャンプ場の一部を、夏期の約1ヶ月間借りて開設している。キャンプの指導は、カウンセラー協議会に委託し、新緑会がサブカウンセラーとして協力している。平成17年度の利用状況は、子ども会等が13団体、教育委員会主催キャンプを3回、新緑会連合キャンプを1回開催した。キャンプの内容は、カウンセラーの指導技術の低下、新緑会会員の減少、子ども会指導者のマナーの低下により、教育キャンプ場の運営に支障をきたす事例が増えている。</p> <p>また、近隣に充実したキャンプ場等が整備されてきており、行政が教育キャンプ場を開設する必要性が希薄である。</p> |  |      |      |      |
| 目標等               | <p>子ども会等キャンプの拡充及び充実を図るため、教育キャンプ場運営事業を見直す。具体的には、キャンプ場の管理運営は指定管理者が行い、教育委員会はキャンプ用品の貸出し及びキャンプ指導者を派遣する。キャンプの期間は、1カ月間から2カ月間に拡充する。</p> <p>また、野外活動・自然体験活動等を公民館講座等との連携を図りながら、新たに企画した野外活動事業を新規に展開する。さらに、野外活動指導者の充実を図るため、公的機関が実施する講習会の受講、資格取得の奨励等を盛り込んだリーダー養成事業を展開し、青少年育成施策を総合的かつ効果的に推進していく。</p>   |  |      |      |      |
| 実施効果              | <p>子ども会キャンプの拡充及び内容の充実。<br/>                     野外活動・自然体験活動事業の拡充及び充実。<br/>                     野外活動リーダー養成の拡充及び充実。<br/>                     経費の節減</p>  |  |      |      |      |
| 内 容               |   | 実 施 時 期  |      |      |      |
|                   |   | 18年度   | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
| 野外活動事業の充実         |   | 実 施  |      |      |      |
| .....             |   |  |      |      |      |
| .....             |   |  |      |      |      |
| .....             |   |  |      |      |      |
| .....             |   |  |      |      |      |
| .....             |   |  |      |      |      |
| .....             |   |  |      |      |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 8 財政の健全化について

| 番号                | 実施項目   | 担当部分科会     |       |      |
|-------------------|--|------------|-------|------|
| ( )56             | 安定した競輪事業収入の確保  | 公営競技事業所分科会 |       |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など) | <p>場外発売の実施<br/>平成16年度 213日 平成17年度 239日</p> <p>特別競輪の誘致<br/>平成17年12月 全日本選抜競輪(G )を実施、平成20年にグランプリ開催を誘致</p> <p>場外車券売場の設置<br/>新規ファン開拓のため、大阪市内で設置を計画。</p> |            |       |      |
| 目標等               | <p>場外発売の実施<br/>今後、平成17年度と同等の開催を予定。</p> <p>特別競輪「グランプリ」の誘致<br/>目標売上げ 12レースのみで80億円</p> <p>場外車券売場の設置<br/>目標売上げ 1日 3,000万円</p>                          |            |       |      |
| 実施効果              | 実施状況により測定する。   |            |       |      |
| 内 容               | 実 施 時 期  |            |       |      |
|                   | 18年度   | 19年度       | 20年度  | 21年度 |
| 場外発売の実施           | 経 常 →  |            |       |      |
| 場外車券売場の設置         | 検 討 →  |            |       |      |
| 特別競輪『グランプリ』の誘致    |  |            | 実 施 → |      |
|                   |  |            |       |      |
|                   |  |            |       |      |
|                   |  |            |       |      |
|                   |  |            |       |      |

# 新行財政改革第2次実施計画

(分類) 9 広域行政の推進について

| 番号                              | 実施項目   | 担当部分科会   |      |      |
|---------------------------------|--|----------|------|------|
| 57                              | 広域的課題の抽出及び対応   | 企画調整部分科会 |      |      |
| 実施項目の内容<br>(現状など)               | <p>泉州市・町関西国際空港対策協議会(関空協)での関空周辺自治体の活性化等の検討。<br/>                     ・泉州地域振興支援策事業の検討。<br/>                     泉州地域プロモーション実行委員会による泉州地域の集客力アップにつながる活動の検討・推進。</p> <p>泉南地域広域行政推進協議会による広域的課題の検討・推進。<br/>                     ・泉南広域エコ・ウォークラリーの実施。公共施設等の広域的利用の検討。</p> <p>全国特例市連絡協議会での活動。<br/>                     ・地方分権推進部会に参加。特例市への移譲事務を検討。国への要望活動。<br/>                     ・「災害時相互応援に関する基本合意書」の締結。今後の災害時相互応援の役割等の検討。</p> |          |      |      |
| 目標等                             | <p>近隣市町の広域圏域の将来像についての検討・共有ができる。</p> <p>単独では出来ないが、広域であるならばできる事業について検討ができる。</p>  |          |      |      |
| 実施効果                            | <p>他の自治体・団体と協力して各種事業を検討・推進することにより、お互いの相乗効果が期待できる。また、広域的な事業の推進を図ることにより、多様化し広域化する住民のニーズに応えることができる。</p>   |          |      |      |
| 内 容                             | 実 施 時 期  |          |      |      |
|                                 | 18年度   | 19年度     | 20年度 | 21年度 |
| 泉州地域振興支援策事業                     | 実 施  |          |      |      |
| 泉州地域プロモーション事業による泉州地域集客力アップ事業の推進 | 経 常  |          |      |      |
| 泉南地域の公共施設等相互利用                  | 検 討  |          |      |      |
| 特例市災害時相互応援に向けた協定                | 実 施  |          |      |      |
|                                 |  |          |      |      |
|                                 |  |          |      |      |
|                                 |  |          |      |      |